

令和２年度第１回秋田県政策評価委員会 議事録

１ 日 時 令和２年８月１９日（火）

【午前の部】 ９時３０分～１１時４５分

【午後の部】 １３時００分～１６時１０分

２ 会 場 県正庁

３ 出席者

●秋田県政策評価委員会委員

相原 学	一般財団法人秋田経済研究所	所長
池村 好道	白鷗大学法学部	教授
岩根 えり子（欠席）	株式会社デジタル・ウント・メア	代表取締役社長
福岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議	理事兼事務局長
山口 邦雄	秋田県立大学システム科学技術学部	教授
吉澤 結子	秋田県立大学	理事兼副学長

○県

真壁 善男	企画振興部	次長
岡部 研一	企画振興部	総合政策課 課長
齊藤 大幸	企画振興部	総合政策課 政策監

【政策「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」関連】

三浦 卓実	あきた未来創造部	移住・定住促進課 課長
信田 真弓	あきた未来創造部	次世代・女性活躍支援課 課長
橋本 秀樹	あきた未来創造部	地域づくり推進課 課長
佐藤 裕之	あきた未来創造部	あきた未来戦略課 政策監
新号 和政	あきた未来創造部	次世代・女性活躍支援課 政策監

【政策「社会の変革に果敢に挑む産業振興戦略」関連】

羽川 彦禄	産業労働部	地域産業振興課	課長
鈴木 慎一	建設部	技術管理課	技術管理監

【政策「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」関連】

安藤 鷹乙	農林水産部	農林政策課	課長
福田 正人	農林水産部	農業経済課	課長
阿部 浩樹	農林水産部	農山村振興課	課長
藤村 幸司朗	農林水産部	水田総合利用課	課長
本藤 昌泰	農林水産部	園芸振興課	課長
畠山 英男	農林水産部	畜産振興課	課長
工藤 輝喜	農林水産部	水産漁港課	課長
沼倉 直人	農林水産部	林業木材産業課	課長
戸部 信彦	農林水産部	森林整備課	課長

【政策「秋田の魅力が際立つ 人・ものの交流拡大戦略」関連】

佐藤 功一	観光文化スポーツ部	観光戦略課	課長
笠井 潤	観光文化スポーツ部	観光振興課	課長
安田 路子	観光文化スポーツ部	文化振興課	政策監
高野 優	建設部	道路課	政策監

【政策「誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略」関連】

佐藤 徳雄	健康福祉部	参事（兼）福祉政策課	課長
藤原 亨	健康福祉部	地域・家庭福祉課	課長
武藤 順洋	健康福祉部	健康づくり推進課	課長
三浦 敦子	健康福祉部	保健・疾病対策課	課長
石川 修	健康福祉部	医務薬事課	課長
元野 隆史	健康福祉部	医務薬事課医療人材対策室	室長

4 開会

□ 事務局

それでは、ただいまから令和2年度第1回秋田県政策評価委員会を開会いたします。

5 企画振興部次長挨拶

□ 事務局

はじめに、開会に当たりまして、企画振興部次長の真壁より皆様に御挨拶を申し上げます。

□ 真壁企画振興部次長

おはようございます。県の企画振興部の真壁と申します。

本日は、大変お忙しいところ、令和2年度第1回政策評価委員会に御出席いただきまして感謝申し上げます。

また、今年は審議会の委員改選期でありましたが、皆様に就任をお願いした際には快くお引き受けいただき、改めて御礼を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、秋田県内でも連日、新規感染者が出ているという状況で、まだ収束は見通せない状況でございます。県といたしましても、感染拡大の防止、あるいは医療提供体制の整備に今全力を挙げて取り組んでいるところでございますが、同時に雇用の維持、経済の下支え、それから今後を見据えた経済活動の回復に向けても、取組を進めているところでございます。

人口減少の克服を最重要課題に位置づけました第3期ふるさと秋田元気創造プランは、4年間の推進期間の2年が終了したところでございます。本日は、その2年目に当たる令和元年度の実施計画に関して、その評価について御審議をいただきたいと存じます。

2月、3月になって新型コロナの影響が出ているものもあり、あるいは、今後その影響を考慮しながら進めなければならないものも多くございますが、県としましては、こうした状況下でも現状を的確に分析・評価しながら、見直すべきものは見直して次の取組につなげていくというマネジメントサイクルを回すことが重要と考えております。

本日は、成果を重視した効率的な県政の推進、あるいは県民への説明責任の徹底、こうした政策評価の目的が十分に果たされるよう、委員の皆様には、各実施機関が行いました評価内容を点検していただきますとともに、それぞれの御立場から忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いに存じます。

本日、午前午後、それから来週月曜の午前午後と2日間の長丁場になりますが、どうかよろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

□ 事務局

続きまして、本日御出席の委員の方々を御紹介させていただきます。

池村好道委員でございます。

本日の委員会に先立ちまして、委員の互選により委員長を選任を行っていただいた結果、池村委員には委員長を務めていただくことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、相原学委員でございます。

福岡真理子委員でございます。

山口邦雄委員でございます。

吉澤結子委員につきましては、所用のため午後からの出席となります。

また、岩根えり子委員につきましては、本日欠席となっております。

6 議事

□ 事務局

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの進行につきましては、池村委員長にお願ひいたします。

● 池村委員長

承知しました。

先に御紹介がありましたが、既に書面審議の結果、委員長に選任されております池村でございます。何分非才でございますので、本年度と来年度、よろしく御協力のほどお願ひ申し上げます。

それでは、会議を進める前に一言だけ申し添えさせていただきます。

この会議の審議内容であります。後日、議事録として県のウェブサイトに掲載されることになります。その際には、委員名は特に秘匿する必要はないと思われますので、秘匿せずに公開で行いたいと考えております。御了解いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

御了承いただきました。

それでは、次第に従いまして、議事の（１）「令和２年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画等について」ということですが、最初に事務局より説明願います。

□ 岡部総合政策課長

総合政策課の岡部でございます。

今年度の実施計画等についての説明資料は、資料１となっております。

まず、「Ⅰ 評価実施計画の概要について」の１（１）に記載している本県の評価の体系でございますが、ピラミッド状に示している政策、施策、事業の体系に合わせて、政策評価、施策評価、事業評価の３段階で行うこととなっております。

その下に件数を記載しておりますが、対象件数は６政策、３７施策、２９１事業となっております。それぞれの実施方法について、事業評価から順に説明をいたします。

（２）の事業評価ですが、継続中の事業について、中間評価として必要性、有効性、効率性の３つの観点から評価を行い、総合評価として、「Ａ」継続、「Ｂ」改善して継続、「Ｃ」見直し、「Ｄ」休廃止、「Ｅ」終了の５段階評価で判定してまいります。

（３）の施策評価ですが、各施策の効果や成果を最も適切に表す代表指標と、これを補足する効果や成果、あるいは取組量を示します成果指標・業績指標も設定しております。

①の定量的評価については、代表指標による評価でございまして、2 ページ目の表のとおり、個々の指標を5段階で判定しております。複数の代表指標を設定している施策もございますが、施策の定量的評価は、2 段目の表の基準により判定しております。

②の定性的評価については、成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で取組状況、成果等の評価を行い、実施してまいります。代表指標の実績値が未判明で評価が「N」となったものも、定性的評価によることとなります。

施策評価につきましては、代表指標による定量的評価を基本として、定性的評価も考慮しながら総合的な観点から行うこととしております。

(4) 政策評価についてですが、政策の下に位置づけられた施策の定量的評価を行いまして、その平均点で表に記載の5段階で評価を行ってまいります。加えまして、政策を構成する施策の推進状況から定性的評価を実施しまして、両者の結果から総合的に評価を行うこととしております。

3 ページを御覧ください。「Ⅱ 令和2年度の政策等評価の審議について」であります。

1 の「委員会の所掌事務等について」であります。この委員会は、実施機関である知事、教育委員会並びに公安委員会・警察本部長が行いました評価結果の妥当性の点検、あるいは制度に関する事項について、調査審議いただくものでございます。

2 の「妥当性の点検」には、(1) 政策評価、(2) 施策評価、(3) 事業評価、それぞれの点検のポイントを御審議の参考のため、お示しをしております。

4 ページを御覧下さい。「Ⅲ 政策評価委員会における審議対象の選定について」でございます。

冒頭で申し上げましたとおり、評価対象は多数ございますので、時間の制約上、委員会による調査審議は、その中からピックアップしてお願いすることとしております。

「1 選定の視点について」ですが、県政を推進する上で重要な施策事業であって県民の高い分野であるもののうち、極力、近年評価対象となっていないものを選定しまして、政策ごとに、冒頭に申し上げた政策、施策、事業の3点セットについて、一連で審議をしていただくということにしております。

「２ 対象の選定について」ですが、本日の委員会で御審議をいただくものとして、資料の記載のとおり選定してございます。第３期ふるさと秋田元気創造プランの重点戦略の中から、知事部局が所管する５つの政策、それぞれにぶら下がる施策、事業を含めまして、５組の案件を調査審議いただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

ありがとうございました。

□ 事務局

少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

● 池村委員長

はい、どうぞ。

□ 事務局

昨年度からの変更点につきまして、若干補足をさせていただきます。資料２の８ページをお開きください。

これまでは施策評価調書の「３ 総合評価結果と評価理由」までを審議の対象範囲としておりましたが、昨年度から、県民意識調査の結果を施策評価調書の「課題と今後の対応方針」に反映させて記載することにしております。昨年度開催した評価制度のあり方を検討する、「政策等評価制度調査検討会議」におきまして、委員の方々から、評価の視点から今後の対応方針をチェックすることは意義があるという御意見があったことも踏まえまして、今回から審議の対象範囲を施策評価調書全体とさせていただいております。

もう１点ですが、１２ページをお開きください。

効率性の観点の評価のうち、「事業の経済性の妥当性」については、これまで効果、つまり指標として定めた項目の実績値を用いて、実績値／決算額の対前年度比で算出しておりました。しかしながら、実績値が目標値に全く達していない場合であっても、前年度の状況と比べてわずかでもこの数値が上がっていれば効率性の評

価が高くなる等といった課題がありまして、今年度から、この項目は使用しないことにし、「コスト縮減のための取組状況」で効率性の評価をすることとしております。

以上２点につきまして補足をさせていただきます。

● 池村委員長

ありがとうございます。

それでは、以上の評価に関する実施計画等につきまして、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。ございませんか。

では私の方から、事務局から補足の御説明をいただいた２点目の点について、確認をさせていただきます。資料１の３ページ目ですが、昨年度の政策等評価制度調査検討会議で、Ｂ／Ｃを意識した効率性の観点の判定というのは、しばらく置いておきましょう、次期のプランの評価に入る段階までに課題も含めて検討していきましようということにしておりましたが、３ページの一番下の記載で「及び」の後ろの表現はその点が反映されていないように思うのですが、実施計画の方はどうなっていますか。

□ 事務局

実施計画では、「事業の経済性の妥当性」に関する項目は削除しています。

● 池村委員長

そうですね。では、我々も意識しないことで進めてまいりましょう。

□ 事務局

資料の誤りですので訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

● 池村委員長

そのほか何かお気付きの点ございますか。

ないようでしたら、御了解をいただいたということにさせていただきますして、議事（２）の方に入りたいと思います。

令和２年度に知事部局が実施した政策、施策、事業評価の調査審議ということになりますが、最初に資料２の「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」について、政策評価、施策評価、事業評価の順で事務局より御説明をお願いいたします。

□ 齊藤総合政策課政策監

総合政策課の齊藤でございます。

私の方からは、政策評価の結果につきまして御説明させていただきます。

資料２の表紙を御覧ください。

この政策は、人口減少対策を中心にまとめた政策で、５つの施策により構成されております。今回、施策評価につきましては、４の「女性や若者の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現」につきまして審議をお願いすることとしてございます。また、それにぶら下がる事業といたしまして、「若者チャレンジ応援事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、政策評価の内容について御説明いたします。

政策評価調書の１ページの下段の表を御覧いただきたいと思います。

「３ 政策を構成する施策の推進状況」ということで、政策を構成する５つの施策の推進状況を記載してございます。

３－１の施策評価の結果ですが、「Ａ」評価、「Ｂ」評価及び「Ｄ」評価がそれぞれ１つ、「Ｃ」評価が２つとなっております。

具体的な評価理由等は次の２ページに記載してございます。

３－２を御覧いただきたいと思います。

上から評価理由を順に説明いたします。

まず施策１－１であります。

１つ目の黒丸は、代表指標の達成状況について記載しております。この施策１－１につきましては、代表指標の達成状況の実績が未判明であり、定量的評価は「Ｎ」となっております。

２つ目の黒丸では、実績値が未判明である代表指標に関する定性的評価の内容を記載してございます。令和元年度実績は全体として未判明ではありますが、その内訳に当たります企業誘致等による雇用については、既に判明しております。誘致件数の伸びを背景に、雇用者数が前年度を３１５人上回る８８７人となっており、大幅

に増加しております。そのほか、起業・創業、漁業分野、観光産業でも実績が判明しており、これらの合計値については、前年度とほぼ同程度となっております。現時点では、「輸送機産業、医療福祉関連産業、情報関連等の成長産業」、「農業」、「林業」における実績値は未判明となっておりますが、これらの分野について、直近で分かっている平成30年度と同程度で推移するものとした場合には、令和元年度の目標値を上回ることが見込まれます。

以上を踏まえまして、最後の黒の四角になりますが、総合的な観点から評価した結果、総合評価は「B」としてございます。

次に、施策1－2でございます。

1つ目の黒丸ですが、代表指標の人口の社会減の実績値は未判明でありますので、定量的評価は「N」となっております。

2つ目、3つ目の黒丸は、代表指標に関する定性的評価の内容となっております。

2つ目の黒丸ですが、県の人口については、毎月の調査を行い、速報値を公表しており、昨年10月から今年5月までの社会減は、2,888人であることが判明してございます。6月から9月までが前年と同様に推移するものとした場合には、1年間の社会減は3,181人となり、目標に対する達成率は96.7%で「b」相当の評価となる見込みでございます。加えて、就活支援の強化や移住・Aターン就職等に関するきめ細かな相談対応などにより、就職説明会への大学生の参加者数や移住者数、Aターン就業者数が目標を上回っておりまして、取組の成果が現れつつあるということでございます。

3つ目の黒丸になりますが、一方で県内大学生等の県内就職率や高校生の県内就職率が目標値を下回っておりまして、施策のねらいである若者の県内定着が十分に進んでいるとは言い難い一面もございます。

以上を踏まえまして、総合評価は「C」としてございます。

次に、施策1－3であります。

2つの代表指標の実績値がどちらも未判明ですので、定量的評価は「N」となっており、定性的評価を以下に記載してございます。

2つ目の黒丸は、代表指標①、②に関する定性的評価の内容となっておりますが、判明している速報値におきましては、いずれも目標を達成してございません。1つ目の婚姻件数については、前年より改善されているため、これについては「d」相

当、②出生数につきましては、前年より悪化しているため「e」相当となっております。

3つ目の黒丸は、施策の取組状況とその成果などによる定性的評価となっております。結婚、出産、子育てを社会全体で支える気運醸成に向け、官民共同で取り組んでいるほか、結婚支援センターのマッチングシステムのリニューアルや幼児の副食費助成などを行い、結婚や子育ての環境づくりを進めておりますが、自然減が大きく抑制されるような効果の発現には至っていないという状況でございます。

以上を踏まえまして、総合評価は「D」としております。

施策1－4でございますが、こちらは、施策評価の審議対象となっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、施策1－5であります。こちらについては記載のとおり、代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としてございます。総合評価は「A」としております。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。

「4 総合評価結果と評価理由」でございますが、2ページの施策評価の結果を点数化し算出した平均点が2.40となりますので、この政策の定量的評価は「C」になります。総合評価につきましても、同様の「C」と評価してございます。

政策評価の説明は以上になります。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課の信田でございます。

5ページを御覧ください。

施策1－4「女性や若者の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現」について御説明いたします。

「1 施策のねらい」についてですが、この施策は、女性が活躍しやすい環境づくり、仕事と家庭の両立支援の促進や若者による地域活動への支援により、女性や若者が職場や地域で生き生きと活躍できる社会をつくるために実施しているものです。

「2－1 代表指標の状況と分析」についてですが、代表指標①の「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数」については、達成率は85.8%で、

「c」判定という結果となっております。計画策定企業数は着実に増加している一方で、一度策定した計画の期間が終了した段階で、次期計画の策定が行われていないケースも見受けられておりまして、こうしたことが目標達成に至らなかった要因ではないかと分析しております。

代表指標②の「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数」については、達成率は151.3%で、「a」判定という結果となっております。企業への普及啓発や計画策定への支援を通じ、従業員の仕事と子育ての両立に関して企業の理解が深まりつつあり、順調に数が増えているものと分析しております。

6ページの「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」については、4項目設定しており、達成状況等については資料に記載のとおりです。

7ページの「2-3 施策の取組状況とその成果」についても、資料に記載のとおりであります。

8ページの「3 総合評価結果と評価理由」について、代表指標①については「c」判定、②については「a」判定となっており、定量的評価は「C」判定となっております。これらの達成状況と施策の取組状況や成果を総合的に判断し、総合評価は「C」としております。

9ページを御覧ください。「4 県民意識調査の結果」についてですが、5段階の満足度の平均点は2.50となっており、前年度より0.1ポイント増加しております。回答では「普通」が最も多く41.5%となっており、肯定的意見と「普通」を合わせた割合は50%となっています。「不十分」、「やや不十分」の理由については、「女性が働きやすい職場環境の実現」、「男性も家事・育児に参画できるような働き方の改革」、「若者の価値観の肯定」などを求める意見が寄せられています。

次に、「5 課題と今後の対応方針」について、施策の方向性ごとに説明いたします。

(1) 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進についてですが、課題は行動計画の期間終了とともに次期計画を策定しない企業が見受けられることと捉えております。

対応方針としては、平成30年度に商工会連合会に設置しましたあきた女性活

躍・両立支援センターの企業訪問により、計画策定企業のフォローアップを強化するとともに、アドバイザーである社労士派遣など、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。また、職場や職種を越えた女性向け交流会の実施等により、働く女性に対する意識啓発も進めてまいりたいと考えております。

（２）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の強化についてですが、課題は職場において特に男性が育児休業を取得しにくい、家庭における協力体制が十分に整っていないなど、仕事と家庭の両立が厳しいとの声が依然として聞かれることと捉えております。

対応方針としましては、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現が図られるよう、優良な取組事例等を様々な媒体で情報発信するなどして、仕事と子育ての両立をはじめ、男性の育児への参画などに向けた全県的な機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。また、企業における取組を一層促進するため、あきた女性活躍・両立支援センターの企業訪問やアドバイザー派遣などの支援について、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

（３）県民が主体となった男女共同参画の推進についてですが、課題は女性自治会長の割合が全国的にも低いなど、地域コミュニティ活動の方針決定に関して、女性の参画が進んでいないことと捉えております。

対応方針としましては、市町村や男女共同参画センターと連携して、地域リーダー養成講座の開催などにより、女性リーダーの育成を進めてまいりたいと考えております。

（４）次代を担う子ども・若者の活躍推進についてですが、課題は人口減少、少子高齢化の進行により地域活性化の軸となるプレーヤーが不足していることや、主たる活動団体のメンバーの固定化、高齢化などにより担い手の世代交代が進まず、活動が停滞しているケースがあることと捉えております。

対応方針としましては、若者の地域活性化に向けた思いやアイデアを実現するための環境整備を行い、若い世代が主体となった地域づくり活動や地域活性化に向けた取組を更に促進してまいりたいと考えております。

施策評価の説明は以上となります。

□ 橋本地域づくり推進課長

あきた未来創造部地域づくり推進課の橋本と申します。

次に、11ページになりますが、「若者チャレンジ応援事業」について御説明申し上げます。

この事業は、令和元年度から始めた事業でございますが、「1-1 事業実施当初の背景」としましては、人口減少が進む中でもっと若者の力を活用し、より活力のある地域社会を構築していくことが、地域の元気を創出する突破口につながり、また、若者自身の活躍の礎にもなるという認識で制度を構築いたしました。

「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」としまして、この事業の成功のためには、若者の夢の実現への支援として、関係者のいわゆる伴走支援、専門家の寄り添った対応が重要であり、このことは現在の新型コロナウイルスの感染拡大による状況の変化の中でも重要な視点になると考えております。

「2 住民ニーズの状況」につきましては、ここでは県議会の調査報告書に基づく提言がなされた時期を記載しておりますが、事業の初年度には採択申し込みが68件あり、企画提案型の補助制度としては相当数の件数であると認識しており、ニーズは増大しているというふうに判断いたしました。

「3 事業目的」は、若者の夢の実現によって地域の活性化や地域課題の解決につながっていくことであります。

「4 目的達成のための方法」として、補助金の交付とともに、専門家や県の機関などによる伴走型サポートを最大の特徴としております。なお、この事業は、18歳から30歳代までを対象とし、単年度で最大300万円、事業期間内で最大400万円を補助金として交付する枠組みとしております。

「6 事業の全体計画及び財源」につきましては、一般財源をベースとした事業期間3年の取組として考えております。

次に、12ページをお開きください。

「7 事業の効果把握のための手法及び効果の見込み」についてでございますが、補助金の採択件数としております。これは、民間の審査員の活用による厳しい審査を前提としつつ、採択者の事業活動が地域に与える波及効果を考慮してのものであり、その件数は初年度目標として20件、3年間のトータルで34件としております。

次に、1次評価についてであります。

まず、必要性の観点のうち、課題に照らした妥当性につきましては、人口減少に歯止めがかからない状況の中で秋田の将来を切り開いていくためには、次代を担う若者の斬新な発想や大胆な行動力を取り込んでいくことが必要不可欠であると考え、「a」と評価いたしました。

住民ニーズの観点からは、若者のチャレンジを尊重し、叶えていくといったスタンスに対するニーズが、応募件数にも反映されており、また、具体的な事例でございますが、この事業でジェラートのお店を開業した地域からは、若者の賑わいを感じられるようになったなどの声が聞こえていることから、住民ニーズに照らした妥当性も「a」と判断いたしました。

次に、県関与の妥当性につきましては、市町村域を越える取組への対応や、単なる補助制度ではない、専門家や研究機関などと連携した支援などが事業目的の達成には必要であると考えられることから、「b」といたしました。

有効性の観点は、達成率が8割未満であり、「c」評価でございますが、事業計画のレベルをできるだけ引き上げるために、昨年度の途中から事業説明会を開催し、制度のポイントを伝え、個々の事業計画をブラッシュアップしていく機会を設けるなど、改善に努めているところでございます。

効率性の観点につきましては、2つ目のコスト縮減のための取組状況となりますが、入口の部分での厳格な審査による絞り込みのほか、専門家などの伴走支援やメンタリングの機会などがコストを見直す機会としても機能していると考えられることから、「b」を選びました。

総合評価としては、改善して継続という「B」評価といたしました。この事業の2年目を迎えている現在、リモートシステムを利用した採択者への面談回数の増加やお互いの交流機会の設定など、事業スキームを柔軟にアレンジしながら実施している状況であります。

以上が若者チャレンジ応援事業の概要及び評価結果であります。よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

ありがとうございました。

以上、審議対象の「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」に関する一連

の説明が終わりました。

これより調査審議に入りますが、調査審議につきましては、今までの説明の順番と逆に下から積み上げる形で、最初に事業評価、次に施策評価、そしてその後で政策評価の順に個別に扱ってまいります。そして最後に総括的な審議を予定しております。

それでは、最初に事業評価の調査審議に入ります。どなたか御意見、御質問ございませんでしょうか。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

若者チャレンジ応援事業という事業名ですが、最終的には地域経済の活性化や地域課題の解決につながるということがポイントのような気がしたのですが、若者の夢と言ってもいろいろな夢があるわけで、個人的な夢とかもありますよね。それに対して、地域課題の解決につなげるということを最終目的としているようですが、そういったところは制度説明のときに明確に説明されているのでしょうか。なぜそう思ったかというところ、有効性のところで、「本事業が求める事業像と応募者の目指す水準に乖離がある」と書いてあるので、これは制度説明のときに趣旨が応募者に伝わっていないのか、説明はしたけれども陳腐なものしか出てこなかったのか、ということになりますか。

□ 橋本地域づくり推進課長

制度説明のときには、若者の夢をかなえたいというこちらの考えとともに、秋田への貢献というようなことも併せて話をしておりまして、補助金の審査会の際にも、秋田へどのように貢献するかという点を審査項目にしていますので、その部分で応募者の考えがぶれることはありません。ただ、相当の補助金額を交付して実施するものである反面、応募者の事業計画の熟度がまだまだこちらの考えているものに照らして低いものが多々見られたり、あるいは、プレゼンということで、審査員の前で物事を発表する能力等も含めて、考えがなかなか伝わりづらいものもあったりしましたので、その水準の差を埋めるべく説明会などを実施していたという状況でございます。

◎ 山口委員

熟度という言葉聞いて少し分かりました。

先ほど例示として、ジェラートのお店で一定の成果が出ているというような説明がありましたが、ほかの事例はどんなものがあるのでしょうか。ジェラートの件とは性質の違う取組など、そういうものを教えてください。

□ 橋本地域づくり推進課長

いくつか御紹介いたしますと、ヨーロッパでダンスをベースに秋田のPRをしたいという若者を採択いたしました。横手のリンゴを使ったハードサイダー、果実酒を作って最終的には醸造所も造りたいという女性の方もいらっしゃいました。それから、eスポーツを活用して、障害者のリハビリプログラムを作り、秋田発で全国的に普及させたいという事例もありました。

◎ 山口委員

よく分かりました。ありがとうございます。

● 池村委員長

そのほかございますか。福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

若者チャレンジ応援事業という名前が非常に良いと思います。18歳から30歳代が対象ということで御説明がありましたが、関連して少しだけ私どもの事業について、説明をさせていただきます。今年で3年目に入りますが、高校生に向けて、気候変動対策と主権者教育という授業を5コマ行っております。それは、高校生が仮政党を作り、環境に関する自校へのマニフェストを作った上で、数百人が投票し、当選したものについては、2030年までのロードマップを作るという形でやらせていただいております。その活動の中では、この事業が目標とするような若者の斬新なアイデアがたくさん出てきています。例えば、商業高校の当選した気候変動大富豪党は、秋田駅と高校までの間に大型の電気バスを導入するというマニフェストを立てていました。7,000万円位する電気自動車を卒業生や地域の人から寄附

を集めて購入し、高校生が使わない時期には、地域のお年寄りや子どもたちへ使ってもらい、というような10年間のロードマップを作りました。この最終時間のロードマップ作りで高校生たちの成長が見られ、何らかの形での実現を目指しています。そこで、この事業は、定義としては18歳からとなっていますが、高校生等を対象にすれば、次代をすぐに担う若者たちなので、それこそ秋田の地域活性化につながるとは思います。そのような形で内容を変更していく、改変していくというようなことは可能なものかどうかお尋ねします。

□ 橋本地域づくり推進課長

ありがとうございます。この事業の対象は18歳からとなっていますが、高校生の方をあえて除いております。と言いますのは、1つは、この事業は補助金額として最大で400万円まで出すというような、かなり徹底した内容になっておりますので、高校生にはまずもって学業を優先させていただきたいと、そういう趣旨でございます。ただ、高校生にも社会に出るための準備期間として様々な経験をし、活躍していただきたいと思っております。それはこの事業とは別に高校生の社会参加などを促進する「若者と地域をつなぐプロジェクト事業」という事業を並行して進めているところでございます。

◎ 福岡委員

解りました。私どもの事業も、きっかけとしては気候変動、地球温暖化への対策というところに目的を置いてやらせていただいているんですが、身近な課題を見つけて対策を練ることで、主権者意識が同時に醸成されるとともに、ほかの地域課題にも気がつくことが多く、実はそれが一番重要な成果だと感じています。個人に対してではなくて、学校単位での取組への支援など、先生方も事業内容・熟度等も含めて、必ずフォローされると思うので、御提案申し上げました。

□ 橋本地域づくり推進課長

若者チャレンジ応援事業で想定したのは一過性のものではなくて、その方が今後末永く大きな夢を描いてチャレンジしたいというような内容であります。高校生でも学校単位でそういったものをつないでいくというやり方もあるとは思いますが、

いずれ1人の若者として、個人として考えたときに、進学や就職という様々なステージを迎える中で、継続的に自分でプロジェクトを進めていくというのはハードルがあり難しいだろうということで、こちらの事業は高校生を除いて、もう一つの事業で高校生を含めてもっと若い方々に頑張っていただく、そういう枠組みにしているところでございます。

● 池村委員長

そのほかございますか。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

クラウドファンディングって今いろいろな形がありますよね。そういったものとこの事業の違いというのは何でしょうか。あえて県が行うということはどういうことでしょうか。

□ 橋本地域づくり推進課長

今、民間ベースでの資金集めの方法として、クラウドファンディング等の手法が取りざたされておまして、そういった方法でやられている方々もたくさんいらっしゃいます。ただ、クラウドファンディングは、事業として、ビジネスでやっている枠組みですので、手数料がかかりますし、それから、一般的には返礼品のような、寄附金額に応じたものを返しながらやっていくということになります。その枠組みの中でやるということも十分考えられると思いますが、特にこの事業は秋田発の秋田への貢献ということに重きを置いており、行政の持てるノウハウ、例えば県の研究機関や大学などと幅広く連携してその方を応援する、そういう仕組み、枠組みで作ったところがクラウドファンディングとは違うと考えております。

◎ 山口委員

分かりました。実績というか、成果も上がっているのも、いろいろお聞きして、B評価という点について、私はなるほどな、というふうに思いました。

● 池村委員長

そのほかございませんか。

私から少しお話させてもらいますと、確かに今、山口委員がおっしゃったように、改善して継続ということで全く問題はないと思うのですが、1次評価の各観点のところで「A」というのはないですね。そして、事業の場合に最も重要視しなければならない有効性というのが「C」ですね。ルールに則れば改善して継続ということで全く問題はないのだけれども、どうやって改善していくのかっていうところが極めて重要になってくるわけで、先ほど委員の皆様からも意見のあったとおり、その熟度を上げること、あるいはプレゼン能力を上達させることを含めて、有効性を上げるような手立てを考える等、68件の申請があったにも関わらず、採択が9件しかなかったという、そこに鑑みて、もう少し有効性を上げるような工夫をこの総合評価の欄にお書きになるべきではないかなと思います。この記述は、どちらかというと、この事業の目標を再度確認されたに過ぎないというように映ります。継続していく、そして改善していくんだといったときに、どのように改善していくのかという記述がここにはほしいなという印象があります。

□ 橋本地域づくり推進課長

ありがとうございます。確かにそういう面がございますので、個々の申し込み者のレベルアップを図っていくことに加えて、例えばこの事業の周知やPRをもう少し頑張って、県内に眠っている良いアイデア、良いチャレンジをもっと見つけて、引き出していくような、そういう工夫も含めて取り組んでいきたいと思っています。

● 池村委員長

そのとおりですね。是非その方向でお願いしたいと思っています。

それでは、ひとまず事業評価を離れまして、施策評価の調査審議の方に進みたいと思います。

委員の皆様方がいかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

5ページの2-1の代表指標の状況と分析のところで、代表指標①の指標の判定が、令和元年度は「c」になっていますね。数値的にはこうなるのですが、一

方で分析のところで、本県の届け率は全国で2位、東北で1位となっていて、これは立派だな、よくやっているな、というふうに思います。たまたまこの代表指標①の数値が85.8%だから「c」になっているわけで、代表指標②は「a」ですよ。総合評価を「C」としていますが、このように判断するにあたり、あえて厳しめに評価したといったような理由はあるのでしょうか。定性的にいろいろ考えると、やはり結構良いのではないかなと思ったところです。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

ありがとうございます。代表指標の①が「c」、②が「a」ということで、代表指標に「c」があり「d」以下がないということで、定量的評価としては「C」となります。この定量的評価のみならず施策全体の状況、事業の状況等を踏まえて「C」としたところでございます。代表指標の2つにつきまして、分析欄には届出率の順位を記載しておりますが、届出率ですので分母は企業数となり、計画策定企業数をその全体の企業数で割返してパーセンテージを出しております。順位としては、東北で1位となっておりますが、1位と申し上げましても、率としては1.3%と大きな数字ではないという状況でございます。全国的にも順位としては良いのですが、まだまだ全体的に不足かなということがございます。6ページの成果・業績指標の状況等も踏まえまして、トータルで「C」としてございます。

◎ 山口委員

そもそもの母数のことを私はチェックしてなかったもので、何%でしょうか。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

1.3%です。

◎ 山口委員

要するに、微々たる差で1位あるいは2位になっているという理解で、あとは他のいろいろな施策の内容をチェックしたら、やっぱり「C」になるんじゃないかなという判断されたわけですね。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

はい、全体的に鑑みまして「C」といたしました。

◎ 山口委員

分かりました。代表指標①に関しては従業員数300人以下、②に関しては従業員100人以下となっていますが、これは努力義務ですよ。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

はい、そうです。

◎ 山口委員

県として、一生懸命やっているというような取組、実績はあるのでしょうか。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

この2つの行動計画の策定に関しましては、平成30年に商工会連合会に女性活躍両立支援センターを設置いたしまして、県内3地区に1人ずつ推進員を配置してございます。推進員3人がトータルで大体千数百社、1年間で回っておりまして、努力義務ではありますが、行動計画の策定に関する普及啓発を行っております。それから実際に策定しようという企業に対しては、アドバイザーとして社会保険労務士を派遣し、策定の支援をするというようなスキームを作っております。

◎ 山口委員

そのようなスキーム等も含めて他県と比べて、秋田県は進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

はい。こういったセンターの設置というのは、例としては京都府でもございますが、全国的に見れば珍しいケースであると認識しております。

◎ 山口委員

分かりました。ありがとうございます。

● 池村委員長

そのほかございますか。

評価の観点で山口委員がおっしゃったところに関連づけて言いますと、確かに代表指標①が「c」ではあるのですが、全国で2位、東北で1位ということからすると、少し評価が厳しいのではないかと、というような印象は残ろうかと思うんですよ。印象として。ただ、私どもの評価のルール、手法としては、代表指標については、あくまでも定量的なものとして扱うことにしております。したがって、「c」が1個でもあればそれは「C」なんです。東北で、あるいは全国でどういう順位にあるかというようなことは、いわば定性的評価の一部として組み込んでいくという扱いになりますので、他の成果・業績指標や施策の方向性ごとの実績、それと今の全国順位なども合わせて考えたところ、どうしても「C」を「B」に上げるわけにいかないという御判断をなさった次第でしょうから、私は適正な自己評価がなされているのではないかとこのように考えております。

そのほかいかがでしょうか。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

質問ですが、資料の5ページの代表指標②は従業員数100人以下の企業を対象とした実績となっていますが、秋田県の場合、300人以下の企業と比べて100人以下の企業が圧倒的に多いと思います。先ほども母数という話が出ましたが、101人以上300人以下の企業と、100人以下の企業の母数というのはどれぐらいになっているのでしょうか。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

101人以上300人以下の企業は、既に②の次世代育成支援対策推進法の義務企業になっておりますが、企業数としては248社となりますので、委員がおっしゃられたとおり、100人以下のところが大勢を占めるということになっております。

● 池村委員長

そのほかございますか。福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

私も今委員長がおっしゃったように、全国2位、東北1位でも「C」ということで、少し厳し過ぎるのではないかなと考えていたところです。代表指標①も②も3名の支援推進員さんが千四百数十社を回られて支援していくということだったので、代表指標①を「c」から、また今後「a」や「b」に上げていこうとしたときに、恐らくその回れる件数によっても左右されてしまうのかなと思います。例えば支援推進員さんの増員などが改善につながっていくのでしょうか。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

ありがとうございます。平成30年にセンターを設置して、そこからローリングをかけて支援推進員が千何百社を回っているところですが、行動計画を策定している企業では複数年の行動計画を立てている訳ですが、中には御自身の会社で計画を策定していること自体をお忘れになっている場合等もありまして、訪問すると実はもう計画の年次が切れていたというようなことも結構ありました。そうしたマイナスの分と、策定してプラスの分がございまして、結果として令和元年度はあまり伸びがよくなかったのですが、そういった形でこれまで2年間にわたり回ってまいりまして、大分種まきをしてきた結果、今年の7月現在で、女性活躍推進法の行動計画策定企業数は262社までアップしてございます。訪問してすぐに行動計画が策定されるわけではなく、若干時間がかかるのでタイムラグはあるのですが、少しずつ成果が上がってきている状況で、令和2年度の目標値は300社としていますので、また3月までローリングをかけてまいりますとここからまただいぶアップするだろうと想定はしてございます。そういったことで、まずは現状のまま推移を見たいと思っております。

◎ 福岡委員

代表指標②の方は「a」ですし、なおかつ地域にとって必要な施策と考えておりますので、是非継続して「b」、「a」になっていくことを願っております。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

ありがとうございます。行動計画については、代表指標①、②に関してそれぞれで策定することもできるのですが、新たに策定する場合であれば、一体型といって2法一緒に作ることもできますので、2法一体型を推し進めているところでもあります。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。

本年度からですが、県民意識調査の結果をベースとした課題の提示や今後の対応方針というところについては、委員の皆様方いかがでしょうか。

課題と対応方針の中で特に県民意識を意識したものはどれか、ということになったらどうなりますでしょうか。

□ 信田次世代・女性活躍支援課長

県民意識調査のみならず、ほかの調査においても仕事と子育ての両立支援を望む声というものが非常に多くございます。企業側がこの2法に基づく行動計画を策定して働きやすい職場づくりを推進するとともに、意識的なところで、男は仕事、女は家庭という意識に反対という意見が年々増えており、6割を超えるところまでしているものの、そのように意識が変わってきている中でも、まだ男性の育児休業取得率が低かったり、男性の家事・育児参画自体が進んでいなかったり、また女性の管理職の率も低かったりということで、そういったところに力を入れてまいりたいと考えております。

● 池村委員長

そういう趣旨で記載されたのだらうなということはよく分かっています。ただ、他の施策評価を見ますと、やっぱり黒丸が入っております。つまり、こういう県民の意見に基づいて我々こういうふうを考えていきますよ、という明確な記載があるのですが、本件についてはそれがなく、かなり包括的な形で課題と対応方針を示されているので、もっと端的に答えているような箇所はないのでしょうか、もしあればお聞きしたいな、というふうに考えたということです。特にそれで悪いというよ

うな話では全くありませんので、可能であれば黒丸のような形をとっていただくことが望ましいかなということです。

そのほかございませんか。

□ 事務局

すみません。少し補足をさせていただきます。

● 池村委員長

どうぞ。

□ 事務局

今回この施策に関しては黒丸で示したものがないわけですが、総合政策課と部局との調整の中で、元々県として捉えている課題と、その後県民意識調査の結果により明らかになった課題について、同じようなものであれば、元々県として捉えていた課題を記載し、文末に「県民意識調査で同様の意見あり」と記載するというところで整理をさせていただいた経緯がございます。次回に向けて、表記の方法などについては検討させていただきたいと思います。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。

それでは、政策評価いかがでしょうか。ございませんか。

今回の調査審議の直接の対象とはなっていないのですが、施策の1－3、県政上の重要な課題であるわけですが、これが昨年度の「E」から「D」に転じているというのは非常に評価できることかなというふうに思います。その根拠とされたのが、婚姻件数の速報値がかなり上がってきているということで、良い傾向だなと思います。反面、出生数についてはかなり減となっており、評価としてみれば「e」は「e」で同じだけれども、かなり下がってきているっていうのが気がかりではあります。令和元年速報値は4,696人ということで、平成30年は5,040人であったはずですから、かなりこう落ち込みがあるというところがやはり気にはなりますけれどもね。ルールからすれば、この「D」評価とすることに問題はないでしょう。

良い傾向だなという気がいたします。これは感想です。

そのほか、委員の皆様方お気付きの点があれば。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

資料の１ページに施策の１－１から１－５までの令和元年度の評価がありまして、前の年度と比べますと１－３は一步改善ですね。あと、若干後退した１－４等もありますが、全体としては施策の効果が出ていて、今後に期待ができる内容で、県民の一人として少し希望が持てるなと考えております。なかなか県の施策をもってしても影響を及ぼし得ない部分があって、個々人の問題も絡んできて、大変なところがあると思いますが、一步後退したものは２年度には元に戻る、２段階アップするとか、良くなっているものは弾みをつけてもう１ランク、２ランクアップを狙うということで頑張っていたきたいなと思います。よろしくお願いします。

● 池村委員長

確かこの政策は、前回は平均点では２．２０でしたよね。

□ 事務局

そうです。前回は２．２０で、今回２．４０ということになります。

● 池村委員長

上がっていますよね。うれしいことであります。

それでは、全体を通して何かございますか。

ないようでしたら、この政策等について意見集約ということになりますが、政策、施策、事業、それぞれの評価結果については、今までの御意見を拝聴していて妥当である、というふうにしてよろしいかと思います。それから、施策のところの課題、対応方針につきましても、特に問題はないというふうにしてよろしいのかと思います。よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

具体的な文言の記載方法等については、事務局と協議の上で委員長の方で行いたいと思いますので、御一任をいただきたいと思います。ありがとうございます。

以上で、資料の2「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」に関する調査審議を終了といたします。

それでは、10分ほどここで休憩をとって、次の政策に移りたいと思います。

〔休 憩〕

● 池村委員長

続いて、資料3「誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略」の審議に入ります。

事務局より、先ほど同様に政策評価、施策評価、事業評価の順で御説明をお願いします。

□ 齊藤総合政策課政策監

資料3の表紙を最初に御覧ください。

この政策は、健康長寿社会や地域共生社会の実現に向けた取組に関する政策でございます。5つの施策により構成されてございます。このうち、施策評価につきましては、「3 医療ニーズに対応した医療提供体制の整備」を、事業評価につきましては、「医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業」を審議の対象として選定してございます。

それでは、政策評価の内容について御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

政策を構成する5つの施策の推進状況ですが、「3-1 施策評価の結果」に記載のとおり、「B」評価が4つ、「C」評価が1つとなり、前年度と同様の形となっております。

2ページを御覧ください。

各施策の評価理由について上から順に御説明いたします。

施策5-1について、1つ目の黒丸になりますが、代表指標の実績値が未判明で

ございまして、定量的評価は「N」となっており、以下、定性的評価を実施しております。

2つ目の黒丸は、代表指標に関する定性的評価の内容ですが、健康づくり県民運動推進協議会を中心とした様々な取組によって、健康長寿推進員の育成数が前年度と比較して倍増してございます。チャレンジデー参加率も年々増加するなどの成果が表れております。

一方で、3つ目の黒丸ですが、要介護2以上の者が被保険者に占める割合は改善傾向にあるものの、全国値を下回っておりまして、また、がんや脳血管疾患の死亡率も依然として高い状況でございます。県民一人ひとりの意識改革と行動変容に向けた働きかけを継続して行っていくことが必要と考えております。

以上を踏まえまして、総合評価は、「C」としてございます。

次に、施策5-2でございます。

1つ目の黒丸のとおり、代表指標の実績値が未判明で、定量的評価は「N」となっており、以下、定性的評価を実施してございます。

2つ目の黒丸がその内容ですが、判明している速報値によると、達成率は103.7%で、「a」相当となっております。自殺死亡率、自殺者数とも前年よりやや悪化しておりますが、ピーク時の平成15年以降の減少傾向は継続しているものと捉えてございます。ただし、自殺者に占める40歳代、働き盛りの年代の割合が前年より増加するといった傾向も見られますので、引き続き、きめ細かな対策が必要であると考えております。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としてございます。

施策5-3についてですが、こちらは、施策評価の審議対象となっておりますので、説明を省略させていただきます。

施策5-4についてですが、1つ目の黒丸のとおり、代表指標の実績値が未判明であり、定量的評価は「N」となるため、定性的評価を実施してございます。

2つ目の黒丸がその内容ですが、平成29年度の実績値が令和元年度目標値に対して91.1%の水準に達しております。また、介護職未経験者への新規就労支援や離職者の再就職支援のほか、介護ロボットの導入による労働環境改善の取組なども進めており、令和元年度も介護職員数については更に増加しているものと見込んでございます。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としてございます。

施策5－5についてですが、1つ目の黒丸のとおり、代表指標の判定は「a」となっておりまして、定量的評価は「A」となっております。

2つ目の黒丸は、その代表指標に関する定性的評価の内容でございますが、目標は達成しているものの、令和元年度の里親委託率は平成30年度の全国平均を下回っており、国の社会的養育ビジョンで示されております目標値と比べても大きく差がある状況となっております。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としてございます。

次に、3ページを御覧ください。

「4 総合評価結果と評価理由」であります。2ページの施策評価の結果を点数化し算出した平均点が2.80となりますので、この政策の定量的評価は「C」になります。総合評価につきましても同様に「C」としてございます。

政策評価の説明は以上です。

□ 石川医務薬事課長

健康福祉部医務薬事課の石川でございます。

それでは、私の方からは施策5－3「医療ニーズに対応した医療提供体制の整備」につきまして説明させていただきます。

資料3の5ページをお開きください。

「1 施策のねらい」ですが、この施策は、全ての県民がどこに住んでいても安心して質の高い医療が受けられるよう、医療提供体制の充実・強化を図るとともに、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、急性期から在宅医療まで切れ目のないサービス提供体制を構築するために実施するものでございます。

「2－1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①脳血管疾患による人口10万人当たり年齢調整死亡率、代表指標②がんによる人口10万人当たり75歳未満年齢調整死亡率、いずれも令和元年度の実績が今後判明予定となっていることから、指標の判定は「n」となっております。いずれの指標も全国よりも高い値で推移しているものの、年々減少してきておりまして、改善傾向にあると分析してございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。

「２－２ 成果指標・業績指標の状況と分析」につきましては、４つの指標を設定しておりますが、達成状況等については資料に記載のとおりでございます。

資料７ページをお開きください。

「２－３ 施策の取組状況とその成果」につきましては、６つの施策の方向性を設定しておりますが、こちらも取組状況等については資料に記載のとおりでございます。

資料８ページ目になります。

「３ 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標の達成状況については指標①、②ともに未判明であり、定量的評価は「N」となっております。ただ、少しずつではありますが、指標である死亡率が年々改善してきていること、それに加えて各種取組も堅実かつ着実に実施されていることなどから、総合的に判断し、総合評価は「B」としているところでございます。

資料９ページ目を御覧ください。

「４ 県民意識調査の結果」ですが、５段階評価の満足度となっており、平均点は２．６７で、前年度より０．１６ポイント増加しております。回答では「普通」が最も多く４０．０％となっております。「不十分」、「やや不十分」の理由としましては、地域において医師偏在、診療科偏在が生じておりまして、その改善を求める意見が寄せられているところです。

「５ 課題の今後の対応方針」ですが、施策の方向性ごとに御説明いたします。

（１）地域医療を支える人材の育成確保につきましては、依然として医師不足や地域偏在が解消していないという現状がありますので、昨年度策定いたしました医師確保計画に基づき、大学などの関係機関と連携しながら目標達成に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。

（２）高齢化に対応した医療提供体制の整備につきましては、一部の医療圏で呼吸器内科医が不在になっているという現状がございます。秋田大学医学部において呼吸器内科医を養成する体制を整えることで、高齢化社会に対応した医療提供体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

（３）がん診療体制の充実と患者支援につきましては、各がん診療拠点病院等におきまして、国の新しい指針により求められている常勤医師の配置の方が困難となっている状況がございます。秋田大学医学部附属病院を中心とした、がん医療連携

体制を強化するとともに、各拠点病院における専門性の高い医療従事者の育成等に対し、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

（４）救急・周産期医療提供体制の強化につきましては、医療資源に地域偏在のある本県では、広域的に必要とされる３次救急医療の更なる充実強化が求められているところでございます。県の医療保健福祉計画に基づきまして、県北地域への地域救命救急センターの整備など、高度な救急医療機能の整備を推進してまいりたいと考えております。

（５）在宅医療体制の整備の促進につきましては、中山間地域や過疎地域において在宅医療の体制が不十分な地域があるという現状がございます。モデル地域を選定しまして、医療介護サービスの現状や将来見込みを調査するなど、介護、福祉と連携した１次医療提供体制の確保に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

（６）医療機関の分化、連携の促進についてですが、一部の地域で地域医療構想の実現に向けた病院間の役割分担やダウンサイジングなどの検討が進んでいます。そういった地域がある一方で、そのような議論がなかなか進まない地域もあるというのも現状でございます。関係団体と協力しながら、医療提供体制の在り方を地域全体で考える機会を創出してまいりたいと考えております。

施策評価に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

健康福祉部医務薬事課医療人材対策室の元野でございます。

１１ページになりますが、私からは医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業について御説明させていただきます。

「１－１ 事業実施当初の背景」についてですが、本県は全国第４１位の医師少数県であり県全体で医師が不足していることに加えまして、県内においても医師の半数が秋田市に集中しているなど地域偏在や診療科偏在が著しく、県民の安全・安心を確保する観点から医師確保、偏在解消が喫緊の課題であるという事情があります。

「１－２ 外部環境の変化及び事業推進上の課題」にありますように、働き方改革の推進が求められ、ますます医師の確保が必要となる中、全国的に新たな採用は

困難さを増しているという事情もあります。

「2 住民ニーズの状況」ですが、県では、医療機関を対象とした医師の充足状況調査というものを継続的に行っておりますが、昨年10月の調査で「医師が不足している」と回答した医療機関は、58.8%となっております。

「3 事業目的」ですが、本県の医師不足と医師の地域偏在、診療科偏在の改善であります。

「4 目的達成のための方法」ですが、地域循環型キャリア形成支援、すなわち医師修学資金貸与などにより県内勤務の医師を確保するとともに、若手医師が大学と地域を巡回しながら研鑽を積んでキャリアを形成していくことを支援して、本県への定着を促していこうとするものであります。ここで地域循環やキャリア形成のコントロールタワーになるのが、県と秋田大学が共同で設置している「あきた医師総合支援センター」でありまして、若手医師や女性医師からのキャリア相談に応じたり、各種セミナーを開催したりしております。

事業内訳については、「6 事業の全体計画及び財源」に記載のとおりですが、01の修学資金貸与事業が全体事業費の7割以上を占めております。令和元年度では、医学生など180人に修学資金を貸し付けており、その額は標準的な秋田大学の地域枠で、自宅生が月額10万円、自宅外から通っている学生が月額15万円となっており、自宅外生について言いますと、入学金を含めまして1人当たり総額1,100万円程度の貸与額になります。借り受けた学生は、貸与期間の1.5倍、すなわち6年間借りますと9年間を県内で、またそのうち4年間を知事が指定する秋田市以外の公的医療機関等で従事することによって、返還義務が免除される制度となっております。次の02が、あきた医師総合支援センターの運営費です。04が、秋田大学に寄附講座を設置し、地域の病院等に医師を派遣することによって、若手医師や女性医師の指導や勤務負担軽減を図るものであります。

次に12ページの「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」ですが、指標Ⅰとして人口10万人当たりの医師数を掲げております。この調査は隔年で実施されるため、2年刻みの目標となっておりますが、令和6年度において全国平均と同等の水準まで引き上げようとする目標設定となっております。

指標Ⅱは、県内病院の臨床研修医マッチング数であります。医学部を卒業しますと、医師免許を取得した医師は卒後2年間、全国に約1,000ある臨床研修病院

で初期臨床研修を受けることになりますが、これは病院側と研修医側の採用・就業、それぞれの希望のマッチングにより決定されております。医師臨床研修マッチング協議会というものがございまして、そこが日本で唯一マッチングを行っている機関でございます。本県では14の臨床研修病院がありますが、ここに何人の医師を呼び込めるかがこの指標の意図するところであります。70人を目標値としておりますが、平成24年度に作成しました医師不足偏在改善計画の策定当時に平均マッチング数が65であったことから、更に5を上積みしようとしたものであります。

指標Ⅰ、Ⅱとも目標を達成しております。

1次評価につきましては、医師不足や地域偏在、診療科偏在の改善に向けて今後も継続していく必要があると評価しております。

説明は以上です。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、一連の御説明をいただきましたので、先ほどと同様に事業から始めていきたいと思っております。事業、施策、政策の順に進んでまいります。

初めに、事業評価の調査審議に入りますが、どなたか御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

「1－1事業実施当初の背景」欄に、「医師不足の原因には初期臨床研修の義務化や」と書いてありますが、初期臨床研修の義務化というのはどういうことでしょうか。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

初期臨床研修、これは卒後2年間行うことになっているのですが、平成16年度に義務化されて今の制度になっております。義務化に当たって、臨床研修医が全国の臨床研修病院を選ぶスタイルになりました。首都圏や都市部の病院が人気となり、どうしても地方部の病院を初期臨床研修として選ぶ医師が少ないと状況でございます。

◎ 山口委員

その制度改正の前は、インターン制度がありましたよね。それとの関係というのはどうなっていますか。

□ 加賀谷医務薬事課医療人材対策室主幹

医療人材対策室の班長の加賀谷と申します。

初期臨床研修制度の開始前は、山口委員がおっしゃったとおり、医師は大学の医局等に属して、大学の差配で大学病院又は地域の市中病院で勤務するという状況であり、ある程度大学が人材配置をコントロールできていたというところがございます。平成16年度に新制度が始まって、研修医の志向によって、地方ではなく都市部の病院、大学ではなく市中病院などといった自由選択が可能ことになりました。大学のコントロールがなくなることで、勤務する病院が研修医の希望どおりになりましたが、一方で地方病院などの研修医が不足するという状況が発生しています。

◎ 山口委員

そうすると、以前は秋田大学がちゃんとやっていたのが、制度改正によって学生の自由度が高まってうまくいかなかったということですか。

□ 加賀谷医務薬事課医療人材対策室主幹

人材配置の透明度が高まったという利点もありますが、そういうことでございます。

◎ 山口委員

先ほどの地域医療従事者修学金貸与について、1人当たり総額1,100万円で、9年間県内にいて、4年間は秋田市以外に従事してということですが、この1,100万円というのは、他県に比べて特段上乘せがあるのでしょうか。

□ 加賀谷医務薬事課医療人材対策室主幹

私どもが調べたときには、例えば岩手県のように、県内にいる大学が私立の場合

は月額20万円など比較的高い金額となっていました。国立大学を抱えている都道府県においては、概ね月額10万円から15万円の間にあり、本県は平均的な金額であります。

◎ 山口委員

そうなんですか。分かりました。ありがとうございます。

● 池村委員長

福岡委員どうぞ。

◎ 福岡委員

コロナの収束が見通せない中で、ウィズコロナの社会に突入していこうと思っています。そうした中で、12ページにある指標Ⅰや指標Ⅱは、令和6年度まで数値が入っていて、コロナの影響を考慮し修正をしなくて大丈夫かというのが疑問点です。

それから、1次評価の有効性や、効率性の観点のコメント欄が空欄になっていて、もし何かしらコメントがあるのであればお伺いしたいと思います。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

コロナの影響に係る指標の見直しということにつきましては、首都圏、都市部の方で余りにもこのコロナ対応が大変なので、地方の人气が高まっているという話も一部聞こえてきているところではあります。直接的に指標に作用するというようなエビデンス的なものまで持ち合わせていませんので、当面指標としてはこのままです。ということで考えております。

ただ、医師確保計画を昨年度策定し、今年から取り組んでおりますが、その医師確保上の目標というのが、現在、全国第41位となっている順位を、下位3分の1を脱する水準に令和5年度までに上げていこうという目標になっておりますので、その医師確保計画における指標と、この人口10万人当たりの指標というのは少しずれておまして、必ずしもマッチングしていないという事情はございます。

● 池村委員長

福岡委員の御質問に非常に単純な答え方をするとすれば、有効性は事業目標が達成されているということで、今回は測ることができるので、コメント欄の記載はなしとなります。それから、効率性のところの記載がないのは、これは先ほど冒頭に私も確認しましたが、当面の間、「1 事業の経済性の妥当性」は用いずに、「2 コスト縮減のための取組状況」で判断することにしております。2 の記載は今まで以上に具体性が求められるので、これで十分かという見方はあるでしょうが、いずれにしても1の方は当面用いないということです。これは総合政策課の方でフォーマットとしては残ってしまっているんですよ。

□ 事務局

システムの関係上、この改修には少し予算がかかるという事情もございまして、当面は様式としては残ってしまうということになります。

● 池村委員長

そういうことです。

◎ 福岡委員

有効性の観点のところ、確かに「a」評価であれば、既に到達したということで理解したのですが、もし今後につながる何かコメントがあればと思ってお伺いしたものでした。ありがとうございます。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

先ほどの話で少し補足いたしますと、医師確保計画で使っている指標というのが医師偏在指標というものでございまして、このベースとなるのは人口10万人当たりの医師数ですが、それに地域住民の年齢や、あるいは従事している医師の年齢、そういうものを加味した数字となっております。厚労省で何年かに1回発表するという決まりがないものですから、なかなかこのフォーマット上の指標にはしづらいという事情がございます。

● 池村委員長

この事業については着実に実施されているという印象を受けるんですが、コロナの話が出ましたので、少し考えてみたときに、他県との連携といいますでしょうか、医師の偏在解消に直接効果的かということになると少しクエスチョンマークがつくのでしょうか、医師不足という点では少し影響をもたらすところがあるのかもしれないと思ってお聞きします。例えば、10年ほど前に関西広域連合がスタートしておりますが、そこでは、防災や、あるいは医療も含めて連携を図っていくんだという方向で進んでいますよね。それで、沖縄を例にして恐縮ですが、ウイルスの感染が拡大する中において、そういった協力体制というのは、今後の対応などを見据えた場合にやはり踏まえておかなければいけないところなのかなと。広域連合、道州制というようなことの是非論はまた別ではありますけれどもね。もちろん秋田には広域連合ありませんが、他県との協力関係として、秋田県でもしばらく前にドクターヘリの供用などは始まっていたと思うんですね。そういったものも含めて、他県との医療連携というのはどのような状況にあるんでしょうか。この事業と直接的には関わらないので、お答えにはなりにくいでしょうが。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

医師確保につきましては、昨年度、北東北3県でこれから連携していこうということで情報交換含めた第1回目の打合せを行いました。その中で例えば臨床研修をそれぞれの県だけで完結させるのではなくて、3県で回して実施してはどうかという提案がありました。今後も担当者間で意見交換を続けていく予定ですが、各県で修学資金を貸している事情もありますので、そうした中で果たして他の県で従事させていいのかといった様々な課題があります。まだまだ調整は必要ですが、昨年度検討の足がかりを作ったということでございます。

● 池村委員長

そうですか。地方自治の動きとしてどうなっていくかはまた別として、ここに限れば必要な観点からという気がしましたので、お聞きしたところですよ。

それから、平成18年度から修学の補助を地域枠に対してなされるようになったと。卒後6年間でしたか、秋田に在ることになるんですね。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

卒後 9 年間に なります。

● 池村委員長

9 年間で ですか。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

はい。初期臨床研修を 2 年やりまして、その後 7 年間従事していただくということになります。

● 池村委員長

そうですね。最初にそういった支援を受けた方が、義務を終え、その先の判断を迎えられる場面というのは、令和何年頃になりますか。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

ちょうど今年がその最終の義務年限になります。平成 18 年に修学資金受けられた方が今年度で義務明けになりますので、令和 3 年度からいよいよ義務なしとなり、県内で従事していただけるかどうかということになります。

● 池村委員長

そこが気になって今御質問したんです。何か見通し、見込みといったようなものはお持ちでしょうか。定着度ですよね。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

その義務明け後の定着率について、来年度から測定を始めますが、初期臨床研修明けのいわゆる 3 年目の医師、3 年目以降の医師の定着率で言いますと、平成 18 年度以降調査を行っております。現在、秋田県で初期臨床研修を終えた方の 58.6 % が秋田に残っていただいている状況でございます。

● 池村委員長

その５８．６％という数字はどう捉えたらいいんでしょうか。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

内訳を見てみますと、秋田県出身で秋田大学を卒業した医師は８割以上残っているのですが、県外大学卒業の県外出身者は１６％ぐらいで、やはり低いと感じております。

● 池村委員長

そうですね。確か全国地域枠というものですよね。そこはやはり定着しないということですね。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

その場合は、県外出身の秋田大学卒業生として６割程度の定着率になります。

● 池村委員長

分かりました。ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。
なければ、施策評価の方はいかがでしょうか。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

施策評価の５ページ、代表指標の②についてですが、平成２８年の８７．４％が平成３０年は８０．０％ということで、数字としては大分改善しているように思うのですが、全国の順位を見るとそんなに変わっておらず、東北の順位も同じとなっています。これは全国的にもやはり急ピッチで改善する方向に進んでいるということでしょうか。

□ 石川医務薬事課長

全国値を見てみますと、平成２８年度が７８．０、２９年が７６．１、３０年が７３．６となっており、全国的に下がってきているという状況です。常に秋田県と全国とは１０ポイント以上の差が出ておりまして、依然として、本県は全国の中では順位の方も高いという状況が続いております。

● 池村委員長

そのほか。今後の対応方針の面も含めまして、御意見あればいただきたいと思います。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

施策の２－１の代表指標①のところで、脳血管疾患というのは、要するに脳溢血とかそういうものですよね。代表指標②のがんは生活習慣がかなり影響していて、それは啓発活動などの健康長寿の世界で対応すべきことが多いと思うのですが、脳血管疾患に関して秋田は全国平均の２５．９よりは高いということですが、寒冷地、例えば東北６県、特に北東北３県といったような比較ではどうなのか分かりますか。要するに、寒冷地ですと、この健康長寿の医療系だけではなかなか大変で、それこそ断熱性を高める対策など、建築や住宅の話まで含むので、いろいろ難しい側面があるのかなと思います。寒冷地での実績と秋田での実績、どのような状況になりますか。

□ 武藤健康づくり推進課長

健康づくり推進課の武藤と申します。

やはり寒いところ、北東北３県は、すべからく脳血管疾患による死亡率が高いという状況で、以前は長野県でも同じような状況となっていました。ところが今、長野県は健康長寿県となっております。長野県では、保健補導員という制度を作り、住民レベルで減塩や公衆衛生対策に取り組んでおり、生活習慣の改善が脳血管疾患による死亡率の低下につながっています。当時、秋田県と同じぐらいの脳血管疾患による死亡率であったのがこれだけ差がついておりますので、やはり気候だけのせいではなく、生活習慣の改善というのが重要になってくるものと考えております。

◎ 山口委員

長野県のお話、ありがとうございました。良く分かりました。

● 池村委員長

そのほかございますか。

□ 石川医務薬事課長

すみません、先ほどの代表指標②の全国値ですが、再度申し上げますと、平成28年は秋田県で87.4のところ全国では76.1、平成29年は秋田県が83.8のところ全国では73.6、平成30年は秋田県が80.0のところ全国が71.6ということで、やはり10%程度差があるという状況でございます。

● 池村委員長

はい、ありがとうございます。それでは、政策評価について伺います。いかがでしょうか。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

政策評価につきましては、資料の1ページの結果のとおりでよろしいと私は思います。2ページの施策の5-2になりますが、心の健康づくりと自殺予防策ということですが、私どもの研究所でも、秋田県の自殺の死亡率が全国的にも高いというのは大変悩ましいことだと考えておりますが、景気が悪くなると自殺率が上がるというような因果関係がやはりあるように思います。今後コロナの影響が本格化するだろうと言われておりますので、そういった厳しい状況になるということで、県の方でも一層の取組の強化をお願いしたいと思います。

● 池村委員長

いかがでしょうか。

□ 三浦保健・疾病対策課長

保健・疾病対策課の三浦と申します。

実際、コロナの影響は多方面にわたっておりまして、経済的なもの、それから自粛に伴う生活の変化ということで、精神的にも様々な影響があると考えております。

当課では、直接的な経済面での支援は難しいですが、各年代層に合わせ、相談しやすい窓口につなげるよう対応しております。今までのような対面では難しい部分もありますので、SNSを使うなど、様々な手法で現在進めているところです。一人で悩まず、必要なところへつなげたりして、相談で少しでも不安解消が図られる

よう、このコロナ禍の対応に努めていきたいと考えております。引き続きいろいろと御助言をお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

● 池村委員長

そのほかいかがでしょうか。福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

自殺を考えるほど悩みを抱えている方や心の病気になった方が、医療機関などに相談しやすい仕組みづくりということで、4ページの県民意識調査結果を受けた対応方針のところにSNSの利用を記載されているんだろうと拝見しておりました。一方で、秋田県は高齢県ですので、恐らく電話もかなり有効な手段だろうと考えます。自殺や健康不安などに関する電話相談の件数がお分かりになれば教えていただけますでしょうか。

□ 三浦保健・疾病対策課長

相談は様々な形で行っておりますが、当課で取りまとめているものは、心の健康相談というよりも、未遂者や自死遺族の方を対象とした電話相談「あきたいのちのケアセンター」であり、昨年度の実績は1,041件となっています。心の健康相談となれば、もっと多い件数になろうかと思えます。こちらではその全体の数については取りまとめていないのですが、未遂や自殺などといったキーワードに係るところでも1,000件を超える相談があります。実は令和元年度は、前年度と比べると580件多くなっておりまして、波はありますが、やはりそういったニーズが結構あると捉えているところであります。

◎ 福岡委員

今まで電話や対面という少しハードルが高いものが中心だったかと思いますが、今の現役世代が高齢化したときには、SNSはかなり有効な手段だと思いますので、こちらについても随時数字で把握いただければと思います。よろしくお願いします。

□ 三浦保健・疾病対策課長

ありがとうございます。今年はLINEの相談も始めますし、検索連動型広告ということで、ネット上で例えば「死にたい」、「眠れない」等といった検索があったときに画面に、相談先の広告を出すことで、よりキャッチしやすく、分かりやすく、つなぎやすくするための事業にも取り組んでおりますので、そういった件数もまとめてお話しできるように準備をしたいと思います。

● 池村委員長

そのほかありませんか。

これは政策というより施策のところになるのでしょうか、質問させていただくと、医師不足の方はともかく、地域間の医師の偏在という点については、どんな方針で臨んでおられるのでしょうか。

□ 元野医務薬事課医療人材対策室長

先ほど申しました「地域を循環させながら」というところで、修学資金を貸与した医師が7年間秋田県で勤務するわけですが、そのうち4年間は秋田市以外の病院に従事させるという制度になっておりますので、その中で地域医療の経験を積んでもらって、願わくは、その土地に愛着を持ち定着していただきたいと考えておりますが、それが実現するかどうかはそれぞれの医師の考え方にもよりますので、なかなか難しいところではあります。

あともう一つ診療科偏在というのもございますが、先生方がどの道を歩むのかということも、こちらで決めることができないものですから、診療科偏在の解消にも取り組んでいかなければならないのですが、難しいなということを感じております。

● 池村委員長

そのほかございませんか。

それでは、今までのまとめということになりますが、委員から出されましたところに基づく限りは、政策についても施策についても事業についても自己評価結果は妥当であるということになろうと思います。それから、施策の場合の今後の対応方針についても、特に問題なしということになろうかと思います。委員の皆様方、それでよろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

御了解をいただきました。

それでは、本政策に関しては以上ということにいたします。ありがとうございました。

□ 事務局

活発な御審議ありがとうございました。これで本日の午前予定していた政策、施策、事業合わせて6件の審議を終了いたします。ありがとうございました。

午後の部の開始時刻は1時となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

□ 事務局

午後の部を始めさせていただきたいと思います。

本日午後から吉澤結子委員がお見えになりましたので、改めて御紹介申し上げます。

それでは、池村委員長、よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

はい、承知しました。

それでは、資料4の「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」の調査審議に入ります。事務局より順次説明をお願いいたします。

□ 齊藤総合政策課政策監

まず初めに、資料4の表紙を御覧ください。

この政策は、農林水産業の成長産業化に取り組む政策でございまして、7つの施策により構成されております。このうち、施策評価につきましては、今回は1の「秋

田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」について、また、事業評価につきましては、「新規就農総合対策事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、1 ページを御覧ください。

政策評価の内容について御説明をいたします。

政策を構成する施策の推進状況でございますが、3－1の施策評価の結果にお示ししているとおり、昨年と同様の形になっております。「A」評価が1つ、「B」評価が5つ、「C」評価が1つとなっております。

2 ページをお開きください。

各施策の評価理由について順に御説明をいたします。

施策3－1ですが、こちらは、施策評価の審議対象となっておりますので、説明は省略させていただきます。

施策3－2についてですが、1つ目の黒丸ですが、2つある代表指標のうち、1つが実績値未判明でございまして、定量的評価は「N」となっております。以下、定性的評価を実施しております。

まず2つ目の黒丸ですが、代表指標の①に関する定性的評価の内容となっております。主要園芸品物の系統販売額は「e」判定となっておりますが、これは全国的に夏野菜の単価が低めに推移したことが影響してございます。ちなみに、平年並みの単価で試算した場合には、前年度とほぼ同様の160億円、達成率82%となることが見込まれます。また、JAの系統販売額はほぼ横ばいの状況ではありますが、一方で国が公表しております平成30年度生産農業所得統計におきましては、野菜等の産出額の合計は過去10年間で最高額となっております。伸び率も全国2位となっております。また、令和元年度におきましても園芸メガ団地の整備を進めておりまして、園芸品目の作付面積も拡大しており産出額も増加しているものと見込んでございます。さらに、えだまめ出荷量日本一、しいたけ販売三冠王を達成するなどの成果も現れているところです。

3つ目の黒丸ですが、未判明の代表指標②に関する定性的評価の内容となっております。直近の平成30年度の達成率が97.0%と高い水準にあることに加え、新たに3カ所で大規模生産団地が整備され、豚、鶏、肉用牛の飼養頭数が増加していることから、令和元年度も高い達成率となることが見込まれております。こうしたことを踏まえまして、総合評価は「B」としております。

施策３－３についてですが、こちらは２つある代表指標の実績値がどちらも未判明で、定量的評価は「N」となっており、以下、定性的評価を実施してございます。

２つ目の黒丸ですが、代表指標①に関する定性的評価の内容となっております。平成３０年産米のシェアが目標を上回っており、令和元年産米の事前契約数量も全国トップクラスとなっているほか、新品目のデビューに向けたプロモーションや業務用米需要に対応するための支援なども行っており、県産米のシェア拡大に向けた取組は確実に進められてきたものと捉えております。

３つ目の黒丸ですが、こちらは代表指標②に関する定性的評価の内容となっております。直近の平成３０年は、天候の影響もございまして作柄が悪く、一時的に６０キログラム当たりの生産費は増加したといった経緯がありますが、一方で経営規模の拡大や低コスト技術の普及は確実に進んでいるところでございます。こうしたことから、令和元年の米の生産費は、作柄が同程度であった２８年や２９年を下回り、目標値に近い水準になるものと見込んでおります。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

施策３－４についてですが、代表指標の実績値が未判明であり、定量的評価は「N」となっております。

２つ目の黒丸が代表指標に関する定性的評価の内容ですが、直近の平成３０年度実績値が令和元年度目標値を上回っている状況にございまして、さらには、６次産業化のサポート体制の充実や異業種連携も進んでいることから、元年度の販売額も順調に推移するものと見込んでおります。一方で、１事業体当たりの事業規模は小さく、農産物加工の販売額は東北でも最下位となっておりますので、６次産業化の取組につきまして更に加速していく必要があるものと捉えております。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

施策３－５についてですが、２つある代表指標の実績値がどちらも未判明で、定量的評価は「N」となっており、以下、定性的評価を実施してございます。

２つ目の黒丸は、代表指標①に関する定性的評価の内容ですが、平成３０年実績値が令和元年目標数の９６．４％の水準に達しております。さらに、燃料用以外の素材生産量の速報値におきましては、前年より増加していることが判明しております。

３つ目の黒丸は、代表指標②に関する定性的評価の内容ですが、平成３０年実績

値が令和元年目標値の95.5%の水準に達しております。加えまして、加工流通施設の整備や販路拡大に向けたプロモーションに取り組んでおりまして、出荷量は元年においても増加しているものと見込んでございます。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

3-6についてですが、2つある代表指標の実績値のうち、1つが未判明で、定量的評価は「N」となっており、以下、定性的評価を実施してございます。

2つ目の黒丸は、代表指標①に関する定性的評価の内容となっております。代表指標①については、主要魚種で生産量が減少したことに加え、単価が低く推移したため前年よりも悪化し、指標の達成率は91.6%ということで「e」判定となっております。しかしながら、販売面で見てみますと、東京都中央卸売市場における秋田県産の魚類の取扱高が前年度よりも4割増しとなるなどの好調な動きも見られております。こうした動きが今後生産額にも反映されることが見込まれております。さらに、令和元年は全国豊かな海づくり大会の開催を通じまして本県の海の魅力を全国に広く発信しております。地魚の消費喚起イベントなどは、大会終了後も継続して実施しており、県内における需要の増加というものも見込まれるものと思っております。

なお、令和元年はサケが全国的に不漁でございまして、その影響が生産額を押し下げる結果となっておりますが、仮にサケの漁獲量が平年並みであった場合の生産額を試算いたしますと、これについては「b」相当の評価となるものと考えております。

3つ目の黒丸ですが、代表指標②に関する定性的評価の内容となっております。対象魚種のうち、ハタハタは好調でありましたが、一方で今申し上げましたサケが不漁でございまして、全体として見ると生産量は横ばいとなることを見込まれております。対象魚種の放流機会の増加に加え、水産振興センターにおいては魚価の高いガザミなどの種苗生産にも取り組んでおり、資源の維持増大に向けた取組は着実に進んできているものと捉えております。

以上を踏まえまして、総合評価は「C」としております。

施策3-7についてですが、記載のとおり、代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としており、総合評価は「A」としてございます。

以上の施策評価の結果を踏まえまして、総合評価結果と評価理由でございます。

施策評価結果の平均点が3.00となりますので、この政策の定量的評価は「B」になります。総合評価についても同様に「B」としております。

政策評価の説明は以上でございます。

□ 安藤農林政策課長

続きまして、施策評価について御説明させていただきます。農林政策課の安藤と申します。よろしくお願いいたします。

7ページを御覧ください。

施策3-1、多様な人材の育成について御説明させていただきます。

「1 施策のねらい」につきましては、本県農林水産業が将来にわたって持続的に発展していくためには経営基盤の強化を図ることが必要であり、次代をリードする多様な人材の確保と、競争力の高い担い手の確保・育成を加速していくものでございます。

「2-1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①の農業法人数につきましては、令和元年度の達成率は96.6%で「b」判定であり、農業法人数は着実に増加してきております。代表指標②の担い手への農地集積率については、令和元年度の実績は判明しておらず、「n」判定であります。平成30年度実績で令和元年度目標値の96.2%に達してございまして、全国でもトップクラスの集積率となっております。

資料8ページをお開きください。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」であります。4つの指標を設定しておりまして、上の3つにつきましてはそれぞれ農業、林業、水産業の新規就業者となっております。達成状況は記載のとおりであり、一部未判明のものもございまして、概ね順調に推移してきております。

9ページを御覧ください。

「2-3 施策の取組状況とその成果」ですが、こちらについては記載のとおりでございます。

10ページを御覧ください。

「3 総合評価結果」ですが、代表指標の①の農業法人数が「b」判定、代表指標②の担い手への農地集積率は「n」判定であるものの、平成30年度実績で令和

元年度目標値の96.2%に達しているほか、農地中間管理事業の令和元年度集積面積が1,900ヘクタールを超えており、農地集積率の増加が見込まれております。こうしたことから、総合評価は「B」としております。

「4 県民意識調査の結果」であります。5段階評価の平均点は、昨年度より0.07ポイント上昇して2.69となっております。

「不十分」、「やや不十分」という御意見といたしましては、高齢化による後継者不足を指摘する声や、若者の意識啓発のために教育の中に農業を取り込んでいくことなどを求める声が寄せられております。

11ページを御覧ください。

「5 課題と今後の対応方針」については、施策の方向性ごとに記載しております。(1)競争力の高い経営体づくりにつきましては、農業法人の高齢化が進んできておりまして、組織の継続が危惧されております。本県の農業法人、特に集落型につきましては、十数年前のいわゆる品目横断対策の導入をきっかけに設置されたものが多くなっておりまして、設立から一定期間が経過している中で、そのメンバーはあまり変わっていないという現状がございます。このため、組織間の事業連携や再編のモデルを示しながら、サポート活動を展開することとしております。

(2)幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成では、ここ数年、200人以上の新規就農者を確保しているものの、本県の特徴といたしまして中年層が少ないという状況がございます。これを受けまして、国の事業の対象とならない年代の方を対象とした県独自の給付金制度を設けるなど、相談から就農後のフォローアップまで支援体制を整備しております。

(3)多様なルートから秋田に呼び込む移住就業の促進につきましては、県全体の移住者は、令和元年度は494人となるなど増加傾向にございます。一方で、その中で職業として農林水産業を選ぶ方は限定的であることから、様々な体験研修や農業法人とのマッチング、情報発信等を強化してまいります。

(4)農業労働力の確保と農作業の軽労化の促進では、農業労働力不足に対応するために、現在、各JAでの無料職業紹介所の設置を促進しておりますが、全県域での展開には至っていないことから、引き続きJAによる開設や運営を支援するとともに、1日単位でマッチング可能なスマホアプリの実証など、様々な取組を展開してまいります。

12ページをお開きください。

(5) 秋田で活躍する女性の活動支援につきましては、販売額の伸び悩み、直売組織の高齢化などが課題となっております。こうしたことから、若手女性起業家のネットワーク組織の活動支援や直売所の集荷モデルの構築等に取り組んでいるところであります。

施策評価の説明は以上でございます。

□ 小松農林政策課主幹

農林政策課の小松でございます。新規就農総合対策事業について御説明いたします。

資料13ページをお開きください。

「1-1 事業実施当初の背景」であります。農業従事者の高齢化が進展する中で、次の世代となる新規就農者の確保・育成が喫緊の課題であります。就農ルートも近年は多様化してきている中で、新規就農者を一人でも多く確保するためには、就農相談から就農後のフォローアップまで一貫したサポート体制の下で総合的な支援を講じる必要があります。

「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」であります。農業をやりがいのある仕事と考え、挑戦する若者が増えている一方で、新規就農者が地域で営農定着するまでのハードルが高いことや、雇用就農については、受け入れ側の農業法人の就業条件の整備が必要なこと、先ほどもありましたが、中年層の一層の確保が課題となっております。

「2 住民ニーズの状況」であります。各地域振興局に設置しております就農定着支援チームが行う就農相談では、フロンティア育成研修における座学や農業機械研修、農業者の下でのより実践的な研修実施など、研修制度に対するニーズがございました。

「3 事業目的」であります。多様な就農ルートに対応するため、一貫した就農支援体制を構築しながら営農の定着を図るものであります。

「4 目的達成のための方法」であります。農業研修制度の充実・強化、機械・施設等の整備支援のほか、県や市町村、新規就農相談窓口を設けている農業公社がそれぞれ連携した上で、サポート体制の充実・強化を図るものであります。

「6 事業の全体計画及び財源」であります。平成30年度時点では4つの事業で構成されておりましたが、主なものについて説明します。2つ目の未来を担う人づくり対策事業は、就農希望者に対し、就農に必要な技術や経営管理能力の向上を図る研修を実施するもので、具体的には、県の農業試験場等でのフロンティア研修、市町村の農業研修施設での研修への支援となっております。4つ目のミドル就農者経営確立支援事業は、国の農業次世代人材投資資金の対象とならない、営農開始直後の中年層の自営就農者に対して資金を給付するものであります。

資料14ページをお開き願います。

「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」であります。指標Ⅰの研修受講者数は93.9%の達成率となっており、指標Ⅱの実践研修修了生のうちの就農者数は、6月末実績を8月末までに取りまとめるため、現時点で未判明となっております。

次に、1次評価であります。必要性の観点「B」で、このうち課題に照らした妥当性は、農業従事者の高齢化に伴い従事者数が年々減少しており、後継者の確保・育成が最重要課題であることから「a」、住民ニーズに照らした妥当性は、実際の就農相談で研修先や作目選定に関する具体的な相談内容が多く、営農に必要な技術を習得できる研修には一定のニーズがあることから「b」、県関与の妥当性につきましては、市町村などの主体的な取組は促しつつ、他県ではいわゆる農業大学校がございますが、それに相当する研修システムや、県外からの新規参入者の受入体制の構築は県として取り組むべき課題であることから「b」としております。また、有効性の観点、効率性の観点とも「B」であり、総合評価としましては「A」としております。研修受講者の就農率が高く、地域での評価や期待が高いフロンティア育成研修などの実践研修、新規就農者の確保・育成は県の重点課題として実施しつつ、国の農業次世代人材投資資金制度の活用や市町村独自の取組を促進するほか、就農支援制度につきましては、研修や支援の内容をニーズや時代の変化に対応して適宜見直ししながら継続してまいります。

説明は以上でございます。

● 池村委員長

ありがとうございました。

一連の説明をしていただきました。そこで、これより調査審議に入りますが、午前中と同様に、事業、施策、政策、そして総括と、そういう順で進めてまいります。

まず事業評価につきまして、委員の皆様方、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

質問ですが、14ページの指標Ⅰの実績は、令和元年度に1,371名の研修受講者がいたということですが、農業法人等に就職する人と、自営で働く人の2種類になるかと思いますが、大体どのような割合でしょうか。教えてください。

□ 安藤農林政策課長

指標Ⅰは研修受講者で、延べ回数になっておりますので、これがイコール就農人数ではないのですが、新規就農者数につきましては、例年公表しておりまして、平成30年度につきましては225人となっております。その225人の内訳を見ますと、半数以上が雇用就農者ということでございまして、近年、メガ団地や、あるいは畜産の方でも大規模化が進んでおりますので、そういったことに伴いまして農業法人での雇用就農が増えてきている状況であります。

● 池村委員長

そのほかどうぞ。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

この評価の妥当性を考える前提として理解したいのですが、ずっと中年層の新規就業者が少ないという分析されています。一方で若者等の農外からの就業はあるということになっています。45歳未満では円滑な経営継承は困難なののでしょうか。逆に言うと、中年層だったら円滑な経営継承ができると考えている客観的事実があるわけですか。

□ 安藤農林政策課長

中年層が少ないという分析をしておりますが、先ほどの例で言えば平成30年度

の 225 人の新規就農者のうち、区切る年齢が違って恐縮ですが、50 歳以上の方は約 2 割というようなところです。45 歳以上でも 3 割弱ということになっておりまして、一方で全国を見ますと 5 割以上がその年代になっておりますので、本県はそういった特徴があるかと思っております。

経営継承ということを見たときに、例えば集落営農において、現状として 60 代、70 代の方が中心メンバーとなってやってらっしゃるところに、いきなり 20 代、30 代の方が入って行って、そこですぐ代表者になるかというところと恐らくそうではなく、オペレーターを担って少しずつ実力を付けながら、徐々に移譲していくという形があるのかなというふうに思っております。一方で、代表者がすぐに引退しそうなところに入っていただくためには、ある程度経験を積まれた年代の方にバランス良く入っていただく必要もあるだろうという問題意識で、このような記載をしております。

◎ 山口委員

1-2 の外部環境の変化というところでは、これは新規就農者の議論をしているわけですね。だから 45 歳以上の方でも新規というと、経験がない方というように思うのですが、そういう区別はないわけですか。

□ 安藤農林政策課長

45 歳以上であっても、新規就農者ということになるのですが、農業技術に限らず、マネジメント能力や、あるいは人を使う能力といったものも組織の運営には必要になってまいりますので、そういった面で様々な経験を積まれた方にバランス良く入ってきていただきたいという考えであります。

◎ 山口委員

そういう意味ですね。分かりました。ありがとうございます。

あと、45 歳以上は国の制度はないと言っておられましたね。それで、秋田県ではその層が少ないので、独自でやっているという話でしたが、国の制度に関しては県の持ち出しはないんですか。

□ 安藤農林政策課長

制度内容を御紹介させていただきますと、国の事業で新規就農者、自営の就農者が対象になりますが、年間１５０万円を給付する人材投資資金制度というものがございまして、これについては、平成３０年度までは４５歳までが対象年齢になっておりました。令和元年度から少し引き上げられまして、５０歳までになっております。県単独のミドル事業を作った当時は、まだ４５歳が上限になっておりましたので、県単独事業としまして４５歳から６０歳の方を対象にした給付金を、こちらにつきましては１５０万円というのはなかなか難しいので、年間１２０万円の給付金制度として創設したところでございます。

◎ 山口委員

私が聞いたのは、国の制度を使うときに県の持ち出しはないのかということです。

□ 安藤農林政策課長

すみません、説明が足りませんでした。県の持ち出しはありません。

◎ 山口委員

だからこの調書には載らないわけですね。分かりました。ありがとうございます。

● 池村委員長

そのほかありませんでしょうか。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

新規就農者を増やすためには、農業に対する情熱というのはもちろん必要だと思っておりますが、やはり経済的な魅力というのも欠くことができないと思います。もちろん、やりようによってはということにはなりますが、勤め人をやるよりも、農業は経済的な面でも魅力のある職業、事業なんだというあたりのアピールですね。実際に例えば研修の中でこういう形態があるといったようなことや、営農指導の中のカリキュラムでこういう形で指導しているなどという事例があったら教えてください。

□ 安藤農林政策課長

まさに御指摘のとおりだと思っております、やはり職業として続けていただく以上は、きちんと生活できる所得というものも必要になってくるかと思います。県や農業公社の方で作成しております新規就農者向けのパンフレット等の中に先輩就農者の事例や、あとは、ややモデル的になってしまいましたが、例えばアスパラガスを10アールやればいくらの所得になるかといったようなことは紹介をさせていただいているところでございます。

● 池村委員長

福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

今の質問に少し似たような形になりますが、13ページの「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」に「就農については、農業法人等の受入側の就業条件を整備する必要がある。」と明確に書かれております。新規就農者を増やすためには当然、個人に向けた就農支援が重要だと思いますが、やはり受入体制が成り立ったうえでのことだと思いますので、その両輪で進まなければと考えます。これらを指標として持っているのかをお伺いします。

□ 安藤農林政策課長

御指摘のとおり、この就業条件を整備する必要があると我々としても感じております。と言いますのは、新規就農者が5年後にきちんと定着しているかという調査をしております、今分かるのは平成25年、26年に就農した方の定着率ですが、やはり自営の方はかなり覚悟を持って入っておりますので、ほぼほぼ続けていらっしゃいますが、雇用就農の方につきましては、2割から3割の方が離職されている、離職といいますか、少なくともその農業法人にはいらっしゃらないという状況にあります。それはやはり他産業と比べて賃金が安い、休みが天気に左右される、などといった様々な面があるのかなと思っております。県としましては、昨年度の7月に農業労働力サポートセンターというものを農業会議や中央会といった様々な関係機関と一緒に立ち上げておまして、その中でJAに対する無料職業紹介所の

設立支援等も行っておりますが、同じ取組の一つの柱としまして、農業法人の雇用環境の整備というものも取組方針に掲げております。そういった中で、例えば労務管理のセミナーを農業法人向けに開催したり、こういった受入事例があるという紹介をしたり、そういったものを通じて、どうしても少しずつにはなってしまいますが、農業法人側でも意識も高めていただきつつ、環境を更に整備していきたいと思っております。

● 池村委員長

そのほか、ございますか。

私は、評価結果について特に異論はないのですが、先ほどから話が出ていますように、経営継承の円滑化を図るために40歳以上60歳未満といったところの中年層、そこに目を向けていく必要があるということで、事業を展開しておられるわけですね。であるとすれば、やはりそこが見えるような指標が設定されることによって、この事業の有効性というものが見えてくるような気がいたします。ですから、その意味で現在の指標Ⅰ、Ⅱと並んで、第3の指標というか、そういうものもあると、この事業を評価しやすいだろうと、評価の観点から見た場合の要望としてお伝えします。

□ 安藤農林政策課長

我々もそういった問題意識を持って事業を展開しておりますので、御指摘のように、自分たちがきちんと事業を回す上でそういった数値は把握していきたいと思えます。この事業評価の指標に載せるかどうかはまた検討が必要かと思えますけれども。

● 池村委員長

それでは、施策評価に移りましょう。いかがでしょうか。はい、どうぞ、相原委員。

◎ 相原委員

私も職業柄、数字などを追っていますと、農、林、水産業と3つに分けたうち水

産業に関して、本当に心配になるぐらい、弱り方が激しいというのが実態かと思います。この施策だけの話ではないのですが、漁業に従事している方々の高齢化も深刻だし、規模の拡大もなかなか船の建造などにはお金もかかる、種類はたくさんとれても量がまとまらないとなかなか漁価も上がらないということで苦しんでいらっしやいます。男鹿市の一部の漁師の方は元気で情報発信しているという中身も拝見したりするのですが、全体として秋田県の漁業、本当に厳しいという感じがいたします。施策を離れるかもしれませんが、長期的に県の方でどのように対策を考えられているのかお聞きしたいと思います。

□ 工藤水産漁港課長

水産漁港課の工藤と申します。

委員のおっしゃるとおり、本当に我々もそう思っております。高齢化もかなり激しいし、また漁業に従事する方もかなり減っているという状況にあります。そういった中で、昨年は海づくり大会を開催しておりますし、また、水産振興センターもリニューアルしており、ますますつくり育てる漁業を進めるということで、その資源量を増やしつつ、また今回この指標の一つにもなっておりますように、新規就業者の方も徐々に増やしていきたいと考えております。興味を持って下さる方はおりますので、そういった点で、地道に頑張っていくしかないと思っております。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。

ないようでしたら、県民意識調査の結果も踏まえた課題の摘出と今後の対応方針への考え方についてはいかがでしょうか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

県民意識調査を受けた課題で「学校教育の中で農業に触れる機会を増やす」ということが挙がっておりまして、今までも農業高校などでやってきたことだとは思いますが、やはり若い人が危機意識を持ってやってくれるということがとても大事だと思っています。と言いますのは、危機意識を持ってくれることで、県内に就職しようとする人たち、あるいは県内に何とかして残ろうという若い人たちが増え

ている傾向があると感じておりますので、是非この辺に力を入れていただきたいというふうに感じました。感想ですけれども。

□ 安藤農林政策課長

ありがとうございます。これまでも農業高校の生徒を対象としたインターンシップなどを実施しておりますが、職場として農業を選んでいただくという意味では、農業高校に限らず様々なアプローチができるのかなと思いますので、少しずつできることからやらせていただきたいと思います。

今のコロナの影響で、地方回帰の流れもあると思いますし、人口流出を防ぐ意味でも、やはり小さいうち、若いときからそういった地元の魅力を伝えていくということも必要だと思いますので、力を入れていきたいと思います。

◎ 吉澤委員

やはり誇りを持って取り組んでいる方の姿を見ることで、自分たちも誇りを持てるんじゃないでしょうか。それから、先ほども話がありましたが、きつい、厳しい仕事かもしれませんが、収入がしっかり確保できるというようなことがアピールになるのかと思いました。

● 池村委員長

そのほかございませんか。

それでは、政策評価、それから全体に関わることでよろしいと思いますので、御意見等いただきたいと思います。福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

全般的なくくりで言うと林業ということになるかと思いますが、私は、環境NGOですので、去年の12月、東京のビッグサイトで行われたエコプロダクツという日本一大きな環境のイベントに参加しております。そのときに、県立大学の木材高度加工研究所の「未来の電気自動車」というのが展示されておりました。木高研がどのように関わっているかということ、ナノセルロースをボディーに活用する技術、その技術を活用すると従来よりも10%以上の軽量化が図れるということで、CO

P 2 5 のジャパンプース、温暖化防止、気候変動のブースの目玉として木工研の車が展示されていました。そのエコプロダクツには実は大学も数多く出展をしておりましたが、木高研の車が目立つ形で展示されていたので、多くの理系の大学生が非常に興味を持って御覧になっていて、環境省がその説明を行う時間は、もう本当に鈴なりの人ばかりでした。今後に向けた考え方として、先ほどから「人材の流出を防ぐ」という発言が何度か耳に入ってきましたが、全国規模のイベント等を利用して秋田の林業に人を呼び込む施策を展開することで、この先明るい未来を戦略的に築いていけると考えました。漠然とした内容にはなってしまいますが、上手な発信の仕方や、機会を逃さずに秋田の林業界に若者を呼び込む取組など、単発的なものも少し検討されてはいかがでしょうか。評価とは少し違う形にはなってしまうのですが、発言させていただきます。

● 池村委員長

いかがですか。

□ 戸部森林整備課長

森林整備課の戸部と申します。

御質問ありがとうございます。林業関係で他分野や県外からの移住・就業を促進する事業としては、3、4年位前から「ウェルカム秋田！移住就業応援事業」に取り組んでおります。事業の1年目、2年目は東京等で結構な回数のセミナー等を開催し、その中でも林業に関心のある方が結構いらっしゃったのですが、林業に限らず農業もですが、他県でも移住就業ということで積極的にPRをしていますので、争奪戦のような形になっており、簡単には移住就業に結び付かないと感じたところでした。そこで、秋田県でも林業大学校という研修施設がありますが、充実した施設や研修内容、バックアップ体制などをPRしながら、なるべく首都圏から秋田の林業に関心がある方を呼び込む取組を行っており、これまでも数名ですが、実際に秋田に縁もゆかりもない方が、秋田の林業に従事しているという例もあります。御提案のエコプロダクツ展のようなイベント等に参加すること、十分PR効果があると思います。東北では秋田は林業県ですので、これからもそのような機会を活用して秋田の林業をPRし、一人でも多くの方に林業に携わっていただけるように努

力していきたいと思っています。

◎ 福岡委員

午前中の御説明の中にもありましたが、やはり時代が変わってきていて、SNSを中心に県の政策を発信していくなど、多様化に対応していかななくてはならないと思っていることが一つです。もう一つは、イノベーションが起こるような、最先端の技術に関して若者は非常に興味を持つと思いますので、そこら辺を上手に、戦略的にアピールしながら、是非先進県を目指して頂きたいと考え、発言させていただきました。

● 池村委員長

そのほかございませんか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

質問になりますが、3ページの施策の3－6のところよろしいでしょうか。漁業分野に関して、最終的に総合評価「C」ということですが、中身的にはそんなに数値は悪くはないし、もちろん不漁だったというのは自然の問題もあると思いますので、総合的観点で「C」としたというところの判断を少し詳しく教えていただけますでしょうか。

□ 工藤水産漁港課長

冒頭の説明でもありましたとおり、定量的には「N」ということですが、代表指標①の海面漁業協同組合1人当たりの漁業生産額、これは「e」という評価で大分低いわけですが、そうした中でも、販売面は好調で漁業生産額増加につながる動きが見られることや、昨年、全国豊かな海づくり大会を開催し情報発信したことで、県内需要の増加が見込まれるなどといったことがございます。また、サケが不漁だったということですが、これは全国的な不漁ということで、県や県内の漁業者の努力だけではどうにもできないような状況であり、これを平年並みにとれたとすれば「b」相当でありましたということで、ここは「e」を「b」に置き換えさせていただきます。

それから、代表指標②の方は、実績値が未判明ということで「n」ということになりますが、稚魚の放流実績が増加するなど、つくり育てる漁業の方を着実に取り組ませていただいておりますので、そういったことを加味し、総合評価としては「C」にさせていただきました。

◎ 吉澤委員

それは「B」までは評価を上げることはできないという、これ以上は良くできないということですか。

□ 工藤水産漁港課長

そうですね。現状値を超えておりませんので、この制度上、やはり「B」まで上げるのは、遠慮させてもらっているということでございます。

◎ 吉澤委員

現場の方がもう少しやる気になるような何かコメントがあったら良かったのかなと思いました。

● 池村委員長

多少趣を異にして発言をさせていただきますが、今の施策3－6の代表指標①に基づく定量的評価は間違いなく「e」なんです。その代表指標①に関する定量的評価に定性的な要素を入れる、平年のサケの漁獲量であれば違ってくるんだ、というような手法によって代表指標①の評価を「b」相当とするということは、ルールとしてはあり得ない。代表指標が一つまたは二つと決められている中で、それぞれ定量的評価をして何々になりますよというふうにした後で、定性的要素をもってきて、これは定量的評価では「B」だったんだけど、やはり「C」とせざるを得ないかなとか、そういったことはあり得る。それでも、定性的評価を加味して「B」を「A」にする、というように上げることは難しいと思います。ともかく、そこで動かすことはあり得ることです。ただ、一つの代表指標が「e」となっているものを、定性的要素を入れて、「e」ではなくしてしまうというようなやり方は、それはルールには則っていない評価だろうと思います。やはり、達成度が91.6%という

ことであれば、単純に見れば「b」に相当しますが、これを「e」とされたのは、要するに実績値と現状値との関係を考えられたからだろうと思うんです。その結果は、「e」でしかないわけですよ。その段階で定性的要素を持ってきて上げる、なんていうことはあり得ないという気がいたします。ですから、この施策の定量的評価ということであれば、我々のルールに則ればこれは「D」でしかあり得ないわけです。「e」がある以上は「D」でしかあり得ないわけですよ。ただ、その他のサケが不漁というような要素等も含めて、定性的な要素を加味して総合評価を「C」にするという判断されたのであれば、それは妥当な判断だと思いますし、私も結論的には、そこには異議はございません。ただ、評価の手法に関しては十分に説得的でない面がありますねということと言わざるを得ないという気がいたします。

□ 事務局

代表指標①については「e」判定であるというそのとおりでありますし、それから、代表指標の②については未判明で「n」ですので、定量的評価としては「N」になるということで、「e」そのものは変わらないという前提だとは思いますが。ただ、この定性的評価の書き方として、「b」相当であったという書き方が良かったかどうかについては、やはり少し適切でない部分もあると思いますので、そこら辺は少し整理をさせていただきたいと思います。

● 池村委員長

そうですね。表記の方法ももちろんですが、やはり評価のルール、評価の本質に関わることになってしまいますので、この後でまた検討する必要があるという気がいたします。

それから、私ばかりで恐縮ですが、もう1点だけ。

この3ページの施策3－7、総合評価として「A」となっております。これについても私、結論に異論はありません。対して4ページを拝見すると、県民意識調査の結果として、施策3－7にほぼ対応する内容であるわけですが、これが2.68ということで、施策7つの中では一番低いんですよ。これも私たちが確認してきたルールですが、施策評価は達成度評価を中心とするんだと。もちろん先ほど言いましたように定性的なものを含みますが、達成度を中心とするんだと。それに対し

て県民意識調査の方は、いわば満足度を中心としております。だから両者が一致するだとか、あるいは一致すべきだという前提で議論をすることはないというふうに割り切ってきたわけです。けれども、県民意識調査の結果が全く評価に関係しないという意識もない、ということは事実なんです。そうすると、先ほど言いましたが、施策評価で「A」だが、県民意識調査だと平均点に達していない、しかも政策の中で一番満足度が低いというところを、担当としてはどういうふうに、まさに評価なさっているか、そこをお聞きしてみたいと思います。評価が間違っているということではありません。前提として、評価は妥当だというふうに先ほども申しております。

□ 阿部農山村振興課長

農山村振興課の阿部でございます。

委員長御指摘のとおりでございますが、県民意識調査につきまして、7つの施策の中では一番低いということはまず認識しているところで、人口減少が進んでいる中で、特に農山村を中心に人が少なくなっておりますし、農地の荒廃も進んでいる状況がございます。そういった中で、日本型直接支払制度を活用して、地域活動を通じて農地を守る、そして地域を守るという取組を行っておりますが、県民から見るとやはり荒れているところの印象が強いのかなというふうに考えてございます。農地であれば、耕地面積の7割程度がそのような活動で守られておりますが、残り3割については個人に任せているという状況でして、そうしたところで満足度が低い結果になったのかと感じております。一方で、指標につきましては、そういったものを用いていないという状況もありますので、この評価自体が良いかどうかというのを含めまして、今後考えていく必要があるのかなと感じております。

● 池村委員長

そうですか。私は、評価は妥当だと思っておりますけれどもね。

□ 阿部農山村振興課長

私も評価としては妥当だと思っておりますが、評価に用いる指標の選定について、これが妥当かどうかというのは今後検討していく必要があると思っております。

● 池村委員長

はい、承知しました。

そのほか、政策あるいは全体的なところに関していかがでしょうか。

なければ総括ということになります。今まで委員の皆様方の御意見を拝聴してきた限りでは、政策、施策、事業に関して、評価結果は全て妥当であるということになるかと思えます。それから、特に施策評価に関してということになります。県民意識調査に基づく課題の洗い出しと今後の対応方針についても、特に問題はないというふうにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、本件については以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

□ 事務局

それでは、ここで10分ほど休憩をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは、再開いたします。

資料5であります。「秋田の魅力が際立つ 人・ものの交流拡大戦略」の調査審議に入ります。事務局より順次説明をお願いいたします。

□ 齊藤総合政策課政策監

資料5の表紙をまず御覧ください。

この政策は、観光や食文化、スポーツによる国内外からの交流人口の拡大や交通

ネットワークの充実に取り組む政策になってございます。

6つの施策により構成されておりますが、施策評価につきましては、「1 地域の力を結集した「総合的な誘客力」の強化」について、また、事業評価につきましては、「宿泊施設経営革新支援事業」について御審議をお願いすることとしてございます。

それでは、政策評価の内容について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

はじめに、「3-1 施策評価の結果」ですが、御覧いただきますとおり6つの施策の評価結果は昨年と同様でございまして、「A」評価、「C」評価がそれぞれ1つ、「B」評価が4つとなっております。

2 ページになりますが、各施策の評価理由につきまして順に御説明いたします。

施策4-1ですが、こちらは、施策評価の審議対象となっておりますので、説明は省略いたします。

施策4-2についてですが、代表指標の実績値が未判明で、定量的評価は「N」となっており、以下、定性的評価を実施してございます。

2つ目の黒丸は、代表指標に関する定性的評価の内容となっております。平成30年速報値が令和元年目標値を上回る水準となっており、令和元年度も蔵元への設備導入支援などにより、特定名称酒の比率が増加するなど着実に成果が現れてございまして、出荷額の増加が期待できる状況となっております。

3つ目の黒丸ですが、施策の取組状況とその成果などによる定性的評価となっております。本県ならではの誘客ツールとして秋田発酵ツーリズムを推進してございまして、拠点施設の来場者数は増加しておりますが、周辺の観光コンテンツを組み合わせた旅行商品の造成につきましては、低位にとどまっております。こうしたことから、総合評価は「B」判定としております。

施策4-3から施策4-5につきましては、それぞれ記載のとおり代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としております。施策4-3は「B」、施策4-4は「C」、施策4-5は「A」としております。

施策4-6についてですが、代表指標の実績値が未判明で、定量的評価は「N」となっており、以下、定性的評価を実施しております。

2つ目の黒丸ですが、代表指標に関する定性的評価の内容となっております。新

型コロナウイルスの感染拡大の影響が生じる前の令和2年2月までは、北陸地方や西日本の旅行会社への旅行商品造成の働きかけや乗り継ぎ利用のPR等により、秋田空港及び大館能代空港の利用者は前年同時期を上回る状況となっておりました。

3つ目の黒丸ですが、施策の取組状況とその成果などによる定性的評価となっております。乗合バス路線につきましては、事業者や市町村への助成、路線再編への支援、利用促進に向けた取組などにより、必要路線を確保できている状況でございます。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

「4 総合評価結果と評価理由」ですが、施策評価の結果を点数化し、算出した平均点が3.00となりますので、この政策の定量的評価は「B」になり、総合評価につきましても同様に「B」としております。

政策評価の説明は以上でございます。

□ 笠井観光振興課長

観光振興課の笠井でございます。

資料5ページを御覧ください。

施策4-1「地域の力を結集した「総合的な誘客力」の強化」について御説明いたします。

「1 施策のねらい」ですが、令和3年度の東北デスティネーションキャンペーンに向けて秋田ならではの魅力を最大限に生かしながら、観光コンテンツづくりに地域と連携して取り組むほか、効果的な誘客プロモーションを展開するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ、台湾等の重点市場におけるプロモーションの強化に加え、東北各県との連携による広域周遊ルートの形成を推進し、国内外からの誘客と観光消費の拡大を図るために実施しているものであります。

「2-1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①の観光地点等の入込客数については、記載のとおり令和元年度の実績値は未判明のため「N」判定という結果になっておりますが、平成30年の実績値は令和元年の目標値を上回る結果になっております。JR東日本と連携し、2年連続で実施した大型観光キャンペーン等やクルーズ船の寄港に伴い、順調に増加しているものと分析しております。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」については、3項目設定しており

ますが、達成状況等については5ページ及び6ページに記載のとおりです。

成果指標①ですが、昨今のターゲットを見据えた秋田犬を活用したプロモーションの展開や旅行エージェント向けの商談会の開催により、平成27年から3年連続減少していた国内の宿泊客数が、平成30年から2年連続で増加しております。

「2-3 施策の取組状況とその成果」については、6ページ及び7ページに記載のとおりです。

8ページを御覧ください。

「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①については、指標の実績値が未判明で「n」判定となっており、定量的評価は「N」判定となります。代表指標①に関しては、平成30年度の実績値が令和元年度目標値の102.9%の水準まで達しており、さらに昨年のゴールデンウィーク中の主要温泉郷及び宿泊施設における1日当たりの観光入込客数は、前年比で15.8%増加しているとともに、令和元年の宿泊客数が過去5年で最多となるなど、前年より上積みが見込まれる状況となっております。こうした状況を総合的に判断し、総合評価は「B」としております。

「4 県民意識調査の結果」についてですが、5段階評価の満足度の平均点は2.55となっており、前年度より0.2減少しております。回答では「普通」が最も多く、35.2%となっております。「不十分」、「やや不十分」の理由については、滞在型観光という点ではまだ足りない、観光コンテンツの新たな発掘、外部への積極的なPRなどを求める意見が寄せられています。

9ページを御覧ください。

「5 課題と対応方針」について、施策の方向性ごとに御説明いたします。

(1) 国内外からの観光客に選ばれる誘客コンテンツづくりの推進については、課題は、滞在型の観光という点ではまだ足りないことと捉えております。対応方針としては、本県ならではの秋田犬、祭りや郷土芸能などのキラーコンテンツに加え、周辺の体験型観光のコンテンツを組み合わせることで周遊を促進していきたいと考えております。

(2) 観光客のニーズに対応した受入体制の整備と観光人材、事業者の育成について、課題は、新型コロナウイルス感染症の拡大影響により変化が予想される旅行者ニーズに早急に対応する必要があることと捉えております。対応方針としては、

宿泊施設の３密回避や個人旅行者に対してＩＣＴを活用した「旅ナカ」での情報発信により、受入体制の整備を図っていきたいと考えております。

（３）ターゲットを見据えた誘客プロモーションの展開について、課題は、各地域で冬期間の誘客需要の取り込みが激化している中、お正月行事や雪見風呂などの本県の冬の魅力を効果的に発信できてないことと捉えております。対応方針としては、ターゲット等を明確にした冬期間の誘客プロモーションを展開することなどにより、冬期の誘客を進めていきたいと考えております。

（４）多様なメディアや新たな手法を活用した秋田ファンの拡大について、課題は、全国的に本県の情報や話題を見聞きしたことがあるかを示す情報接触度が低いことと捉えております。対応方針としては、各種メディアに情報発信を行い、本県のテレビ等で取り上げる機会の拡大を図っていきたいと考えております。

（５）国内外のクルーズ船の誘致と受入環境の整備について、課題は、新型コロナウイルスの影響が長期化し、クルーズ船の運航再開に備えた誘致活動が停滞することと捉えております。対応方針としては、情報収集とともに、多様な旅客ニーズに対応できる体制の整備について検討していきたいと考えております。

施策評価の説明は以上となります。

□ 佐藤観光戦略課長

観光戦略課の佐藤でございます。

続きまして、「宿泊施設経営革新支援事業」について、評価調書に基いて御説明させていただきます。

１０ページを御覧ください。

「１－１ 事業実施当初の背景」と「１－２ 外部環境の変化及び事業推進上の課題」についてであります。宿泊旅行統計調査における本県の延べ宿泊数が東北最下位である状況にあり、地域観光の拠点となる宿泊施設の整備や今後の需要拡大が見込まれる分野に対応した取組への支援が急務であるとともに、従業員不足の解消に向け、ＩＣＴの活用等による生産性向上を促進する必要があります。こうした中、本年に入り新型コロナウイルス感染症が拡大しまして、宿泊施設を含め、観光産業全体が大きな影響を受けております。このような状況を受け、新たな設備投資が困難な状況にありますが、その一方で、新型コロナウイルスは３密回避など新た

な旅行スタイルをもたらしているところをごさいますて、こうした需要に対応する施設設備等について支援を強化する必要が生じているところをごさいます。

「2 住民ニーズの状況」につきましては、県内の宿泊施設へのアンケート調査のほか、新型コロナウイルス関連のヒアリング調査を実施しておりまして、資金繰りの厳しさが増している中、宿泊施設の改修や、ICT活用等による生産性向上に向けた設備投資などに対する行政からの支援について、業界から強い要望をいただいているところをごさいます。

「3 事業目的」につきましては、宿泊施設の改修等を行うことにより受入環境の改善を図るとともに、ICTの活用により従業員不足等に対応し、サービスが向上することでリピーターを確保することを目的としております。

「4 目的達成のための方法」につきましては、宿泊施設の整備を行う事業者の取組を支援するとともに、従業員不足への対応などサービス向上に向けた宿泊事業者向けの研修会を開催することとしております。

「6 事業の全体計画及び財源」につきましては、地域観光集客拠点構築支援事業は、地域の拠点として国内外から新たな観光客を呼び込むことができる魅力的な宿泊施設づくりに対し、国の地域経済循環創造事業費交付金を活用し支援するものであります。

宿泊施設経営革新支援事業費補助金は、今後のマーケット拡大が見込まれる分野に係る新たな設備投資等に対して支援するものであります。

宿泊業における従業員不足対策事業は、宿泊施設において深刻な問題となっている従業員不足に対応するための研修会を開催するものであります。

続きまして、11ページを御覧ください。

「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」ですが、指標Ⅰの改修した宿泊施設の宿泊数の伸び率については、令和元年度実施の事業に係る指標の実績値が判明するのが令和3年2月頃であるため、現時点での評価はできませんが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして目標値の達成は難しい状況にあるというふうに見込んでおります。

最後に、総合評価ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により変化した新たな旅行スタイルに対応した施設、設備の必要性が生じてきておりますので、こうした旅行ニーズに即した宿泊施設の受入態勢の整備を進めることで、アフターコロナ

の時代におきましても本県の観光振興が図られるものと考えております。今後も県が宿泊施設の整備に対し支援していく必要があると判断しまして、総合評価は「B 改善して継続」としております。

事業評価の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

一連の御説明をしていただきました。

それでは、調査審議に入ります。

最初に、事業評価について御質問、御意見等がございましたらどうぞ。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

「6 事業の全体計画と財源」のところで、地域観光集客拠点構築支援事業ということで国の交付金を使うという説明がありましたが、それは拠点エリアを設定してそこに集中投下するのか、もしくは、例えば客室何室以上などといった基準を設けたうえで対象となる施設を支援するのか、どのようなやり方なんでしょうか。

□ 佐藤観光戦略課長

この事業につきましては、地域の拠点として国内外から誘客するということを目的としまして、金融機関等の意見も仰ぎながら、今後集客が見込める計画であるということが採択の条件となります。そういった計画を立て、国の交付金事業として採択されることを条件に、県が補助するという事業になっております。

◎ 山口委員

一件一件申請なり提案があつて、それを審査していくというやり方ですか。

□ 佐藤観光戦略課長

はい、そのようになっております。金融機関の意見も踏まえながら、実際にその投資に見合うか効果があるかどうかを審査した上で採択を決定しているという形になります。

◎ 山口委員

分かりました。

次に、宿泊施設経営革新支援事業費補助金の説明の中で「マーケットの拡大が見込まれる分野に係る新たな設備投資」とありますが、ここで言う「分野」というのはどういう意味ですか。

□ 佐藤観光戦略課長

旅行の形態が多様性をもってきておりまして、例えばペット連れや、一人旅のお客様、あと最近はワーケーションというものもありまして、旅行形態が多様化しております。今後の旅行市場を考えた上で、見込みがある分野といいますか、そういうことを想定したときに、現状の宿泊施設の整備が必要だというものに対して支援をしていくという内容となっております。

◎ 山口委員

先ほどの事業は金融機関等も参加して選択していくという話でしたが、この事業の場合は誰がどう判断していくのでしょうか。

□ 佐藤観光戦略課長

この事業については、補助金の補助申請があったときには審査会を開きまして、その上で採否を決定しているという形になります。

◎ 山口委員

そういう違いがあるんですね。分かりました。私は、ＩＣＴの設備かなと思ったんですが、必ずしもそういうことではないということですね。

□ 佐藤観光戦略課長

ＩＣＴも含まれておりますが、ＩＣＴも含めた幅広い分野を想定した上で、新たな設備投資を促して、経営を変えていこうという趣旨でございます。

◎ 山口委員

総合評価のところで、「新たな旅行スタイルに対応した」と書いてあって、今後、新型コロナウイルスの影響がどれくらい長引くかにもよると思うんですが、まずはウィズコロナということで一定程度長続きすると仮定するならば、そういったことへの対策、支援策が必要になってきますよね。そのあたりのことはこれから考えることになりますか。

□ 佐藤観光戦略課長

状況から申しますと、現在は補助率を2分の1として実施しております。今般の新型コロナウイルスの拡大を受け、様々な宿泊施設にヒアリング等を実施したところ、従業員を休ませたり、運転資金が厳しいので資金繰りのための借り入れをしていたり、やはりなかなか設備投資には資金が回りにくいという話もありまして、補助率が2分の1だとなかなか厳しいという話もございました。ですので、少し補助率を上げるというようなことも含めて、今後検討していかなければいけないというふうに考えております。

◎ 山口委員

その辺が「改善して継続」というところになってくるんですね。

□ 佐藤観光戦略課長

はい、補助率の点もそうですし、内容につきましても、例えば3密対策をとるための設備の改修などといったことも考えていかなければなりません。当然レストラン等も席を間引く必要があるので、そうするとお客様を入れる数が少なくなり、売り上げが下がってしまいますので、客単価を上げるための施設設備などといった形の支援が今後求められてくると思いますので、そういった点も含めて検討してまいりたいと考えております。

◎ 山口委員

分かりました。そういう意味で「B」というのは理解できました。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

I C Tの活用ということですが、新型コロナウイルスの影響が出る前から取り組んでいると思うのですが、いくつか有効な事例などがあれば教えてください。

□ 佐藤観光戦略課長

I C Tの活用でいきますと、例えば自動チェックインや、キャッシュレス決済などがあります。キャッシュレス決済が一番多い事例で、それはもともと対象には含まれておりましたが、従業員とお客様が接触しないような設備投資というものは、今後も需要は増えるでしょうし、そういった取組は更に促進していく必要があるのかなというふうに考えております。

◎ 吉澤委員

いくつかすでに実績として始まっているということでしょうか。というのは、評価調書にはI C Tの活用等によって生産性向上を更に促進していく、ということが記載されておまして、効果が上がっていたかどうか伺います。

□ 佐藤観光戦略課長

実績としましては、キャッシュレス決済といったものもありますが、予約管理システムの導入や、W i - F iの設備導入など、そういったものも含めて実施してきております。業務の効率化を図るほか、W i - F iでいきますと、今後ワーケーションなどといった新たな需要も考えられますので、そういう意味では先行投資的な形で整備はされてきているのかなというふうに思います。

● 池村委員長

そのほかいかがでしょうか。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

10ページになりますが、「6 事業の全体計画及び財源」というところに3つ

ありまして、1と2は先ほど他の委員の方が触れられたところですが、いわゆるハードの部分で、私が申し上げるまでもなく観光は装置産業的なところがありますので、この部分の支援、サポートというのは絶対に必要で、事業者の方のニーズも非常に高いと思います。あともう一つ、従業員不足対策事業ということで研修会を開催するということで予算を組んでいます、県の財政事情も厳しいんでしょうけれど、個人的な感想ですが、予算額が少なすぎるように感じるのですが、このあたりの内容、考え方というのはどのようになるでしょうか。

□ 佐藤観光戦略課長

従業員不足に対応した研修会となっておりますが、基本的に講師を呼んでお話をいただくというのがメインになっております。実際なかなか導入が進まないということもありますので、まずは先進事例をお示ししまして、お互い意見交換をしながら取り組んでいくということにしております。まずは啓発的な部分からというふうに考えておまして、講師の謝礼、旅費等を計上しております。実際の研修内容につきましては、他にもおもてなし研修など様々な研修がありますので、そうしたのも組み合わせながらやっていきたいと考えております。

● 池村委員長

福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

コロナの影響でそもそも秋田県にお越しいただけるのかどうか、この先の状況次第で方向性も変わってくると思います。評価するにあたっていろいろな状況を考慮して行う必要があると思っております。

10ページの「6 事業の全体計画及び財源」のところで、先ほど「分野」というのは、例えばペット連れ、ワーケーション、一人旅というようなことを指すという御回答がありましたが、この宿泊施設経営革新支援事業費補助金というのは、きっと受益者にとって非常にありがたい部分だと思います。設備投資ももちろんですが、設備投資はやはりお客さんがお越しいただけるという前提のもとでの次のステップという感じがします、ウィズコロナを考えたときには、経営革新が求めら

れると私は拝読していました。6月上旬にNHKで特集が組まれていましたが、山形のさくらんぼ農家さんが、いつもであれば観光客が来て間引きのような形でさくらんぼを取っていつてくれるのだが、今年は観光客が来ないため、休業対象になっているホテルの従業員を臨時雇用し、収穫後にインターネットで大々的に売り出して非常に成果を上げているということでした。さくらんぼ農家と休業を余儀なくされた宿泊施設がコラボレーションした成功事例という形で紹介されておりました。この事業の2つ目のところですが、今想定しているのは、旅行メニューに関する、他業種とのコラボレーション等、生き残りをかけた取組に対する補助金の助成などが可能かどうかをお伺いします。

□ 佐藤観光戦略課長

今回審議対象になっているこの事業に関しましては、宿舍の設備投資に対する補助金でございまして、御指摘いただきましたソフト的な部分につきましては、補正予算で「観光地創生支援事業」という事業を別途創設しておりまして、観光地エリアごとに総合的な観光地づくりに資する様々な取組を考えていただき、そうしたところに補助金を出すというような事業を行っておりますので、そちらの方で考えていただくものと思っています。

◎ 福岡委員

分かりました。もしそういうことが可能であればよいと考え伺いました。

今、山形県の事例を申し上げましたが、評価対象ではありませんが、特筆すべき、全国に発信できる先進事例などがあれば、御紹介いただければありがたいです。

□ 佐藤観光戦略課長

山形県のお話をいただきましたが、同じような例でいきますと、秋田県の場合には、わらび座さんが毎年修学旅行の受け入れをしていたというようなことがございます。その行程の中では農家体験ということで農作業をしてもらう機会も取り入れておりましたが、今年は修学旅行に関して、春の受け入れが全くできないような状況で、逆に劇場の方も休業という形になっておりましたので、劇団員の方々が農作業のお手伝いなどを行ったというような例は伺っております。そういった例につ

いては、私どもも情報発信をしていきたいと考えています。

● 池村委員長

そのほかございますか。

評価の観点から言いますと、指標として設定したところが宿泊者数の伸び率で、その実績値はまだ出ていないから何とも言えないんだということで、それは当然なんです。こういった事業を令和元年度にやってこられて、アウトプット指標のようなものは当然お持ちであったのではないかなと思います。そういうものをここにお示しになれば、その観点からの有効性の評価というのがある程度可能かなと思うのですが、その辺の事情はどうなんでしょうか。それをここに書くべきかどうかということはあるんでしょうけれども。

□ 佐藤観光戦略課長

評価調書の様式に従い、今回このような数字を出させていただきましたが、実際には、この事業の同種事業に関しては、現在のプランの以前から取り組んでおりまして、その同種事業を実施した所では、数字自体が伸びてきていることを確認しています。また、内容によっては、宿泊客数の伸びにつながる取組というよりは、サービスの向上につながるような取組もございます。宿泊客数ではなくて、別の数字が伸びるといった事例もありまして、例えば今まで湯治客を対象にしていたところが、個室化して客単価が上がったというような例もあります。そういう意味では事業の効果としては、経営面ではやはり効果はあったんだろうというふうには分析しております。

● 池村委員長

なぜかという、必要性も重要ですが、それは目的設定の段階である程度確認されておりますし、それから効率性もそれなりに工夫はされておられるということになるんだろうと思います。そうすると、重要なところは、事業の有効性だということになります。つまり成果が現れているか、というところになるんだろうと思います。そこが測れないという状態で、事業評価にかけられても、なかなか判断が難しいところがあるなというような気がいたしました。今、補足説明をいただきましたので、

この事業が始まる前からの蓄積もあるでしょうから、なるほど、分かるなという気になってはくるんですけど、調書だけを見るとどう捉えていいか分からないままになってしまうなという面があって、何とかならないのかなという気がしたところ
です。

そのほか、いかがでしょうか。なければ施策評価の方に移ります。いかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

施策の代表指標は、観光地点等入込客数で、令和元年は出ていないけれども、平成30年は3,400万人ぐらいです。これは確かに、順調に伸びているということがよく分かります。一方で、成果・業績指標のところ、例えば令和元年を見ると、延べ宿泊者数が約360万人泊、外国人延べ宿泊者数は約14万人泊、クルーズ船の寄港回数が26回となっています。要するに総入込客数は代表指標のところ
で分かるのですが、その内訳というか、構成がどうなっているかというところで、まず延べ宿泊者数約360万人泊に対して外国人が約12万人泊というそういう比率になっているわけですね。そんなに多くはないと。それで、クルーズ船寄港回数がありますが、1回当たりどのぐらい降りてくるんでしょうか。

□ 佐藤港湾空港課副主幹

大型船になりますと約3,000人になります。

◎ 山口委員

例えば20回寄港したとすると、6万人が降りたという計算ですね。おおまかに、ということですけども。

□ 佐藤港湾空港課副主幹

はい、そのような計算になります。

◎ 山口委員

要するにこの延べ宿泊者数の360万人泊、外国人の12万人泊というオーダー

と、おおまかですがクルーズ船で6万人というようなオーダーが出てきたときに、それぞれの達成率は何%というように、評価はできるんですが、トータルの観点からすると、価値に重みづけがあるのではないかということも感じるんですが、その辺は分析しなくてもいいんでしょうか。

□ 笠井観光振興課長

代表指標の方は入込客数ということで、観光地点や、祭り、そういうところに来た人数がどのくらい増えたかというような人数であります。成果指標の方は延べ宿泊者数、外国人の延べ宿泊者数、クルーズ船の方は回数となっており、それぞれ違うことを指していますので、代表指標の入込客数の増加にどう関わっていくかというようなところは、なかなか一概には言えないという面があるかと思います。

◎ 山口委員

この4つの指標をどう解釈するかということですが、私はそういう議論もあるのかなと思ったところでした。自分でも考えが整理できていけませんのでコメントということにさせていただきます。この評価結果に関して、どうこうということではありません。

□ 事務局

貴重な御意見ありがとうございます。

この指標だけでなく、他にも様々な指標がある中で、これまで指標それぞれ重みづけをするというような考え方で整理はしてきてないのが実態でございまして、そういった意味で何ができるのか、ここでお話することはできないんですが、検討を加えていきたいなというふうに考えます。

◎ 山口委員

なぜそれを思ったかという、午前中もありましたが、施策が複数あるものに対してそれぞれにA、B、C等を付けたうえで点数化して、最後にその平均値を出して政策の定量的評価にしますよね。でも施策のうち、例えば1-1と1-5だと、圧倒的に1-5の方がトータルで見たときに政策全体への貢献度が強いんだとい

う場合があって、でもそれが重みづけしないまま単純に点数化して平均してしまうから、そこら辺に少し問題があるのかなと思ったんです。各施策それぞれに価値があるんだという整理でそういうことは考えないという割り切りするのか、やはり今後更に精密にしていくためその辺りを今後の検討課題にしていくということなのか、どうなんでしょうか。

□ 事務局

今、施策の話になりましたが、客観的に見て施策の重要度が高い低いという重みを、基準を設けて決めるというのはなかなか難しいというのが実態でございます。ただ、委員がおっしゃられたように感覚的な部分としては、重要度が高い、低いというのはやはり言える部分があるかと思しますので、そういった部分については、定性的評価の中で評価をして、その政策の評価を決定するというふうな形になるかと考えております。

◎ 山口委員

定性的なものも含めて、最終判断するときには、それは一定程度折り込まれているというふうに理解すればいいわけですね。

□ 事務局

そうですね。例えば、一般県民の感覚からして非常に重要な施策の評価が非常に悪い結果になった場合に、他の施策が全部良い結果で全体として高い評価になるというようなことはやはり好ましくないというふうに思いますので、そういった意味で、重要なものについては一定程度、定性的評価の中で考えていかなければならないというふうに考えております。

● 池村委員長

今の点はですね、要するに政策の評価であろうと施策の評価であろうと、最終的には総合評価なんですよね。その総合評価の前提となる要素が、一方で定性的評価であり、一方で定量的評価であるわけですね。もちろんその二者を比べれば、定量的評価を基本とするということにはなるわけですが、そこで定性的評価を適正な

形で行って、いかに合理的な総合評価へと結びつけていくかということを、自己評価においてもここにおいても考えなければなりませんよというのが我々の実施計画なんです。それは実施計画の言葉で言えば、政策については「特に考慮する必要がある施策の取組状況とその成果など」というところで、ここには当然重みづけも含まれてまいります。だから自己評価の段階でも、我々が見る段階でも、それは考えなければいけないことです。当然、我々考えているべきことなんです。難しいということは別として。

それから、施策について言えば、同じく、「施策の取組状況とその成果、外的要因等を定性的なものとして考えていかなければならない」というふうにされているわけですね。その一環として、例えばこの施策の方向性はどれくらいの重みがあるのかなと。事業についても同じですね。この事業は施策の方向性の中でどれくらいの重みがあるんだろうということは、当然評価の過程で、考えていかなければならないということは事実なので、自己評価の段階でもなさっているだろうし、私たちがそれをチェックする場合にもそういう目が必要だと。だからどれくらい前面に表れてくるかは別として、重みづけというのはそれなりに考えられてしかるべきものとして扱われてきているということです。だけど、山口委員がおっしゃるように、そこをより一層、可視化、というところ少し大げさですが、何が合理性なのかというところを考えることができないかということです。更に詰めていくことは調査検討会議の今後の課題の一つとしてもよろしいのではないのでしょうか。ですから、非常に重要な点の御指摘だけれども、まとめて言えば、今までも意識してこなかったわけではないということです。ただ、今後それをより精緻なものとしていくためには、議論が必要でしょうということですかね、現段階では。

よろしいでしょうか。

それでは、政策、それから全体的なところに関わっていただいてもよろしいわけですが、御質問、御意見等いただきたいと思います。いかがでしょうか。はいどうぞ、相原委員どうぞ。

◎ 相原委員

一つ戻って、施策のところの9ページですが、5の(3)の冬場の観光が弱いというような内容です。ウインタースポーツや、冬の小正月行事などもあるわけですが

が、やはりこの部分が大きなハンディーなのかなというふうには思っています。田沢湖でワールドカップが継続的に開かれたりしている中で、この資料の中には、ターゲットやテーマを明確にして、企画を作ってプロモーションを頑張ろうということを書いていますが、具体的にここ数年ぐらいでこういう動きがあったというものがあれば教えてください。

□ 笠井観光振興課長

冬場につきましては、東北全体でということですが、秋田県でもなかなか厳しい状況です。その中で秋田県が今までやってきたのは、小正月行事、温泉、樹氷を含めた自然景観、食べ物というようなところを、総合的にプロモーションすることです。あと、先ほどワールドカップの話もありましたが、冬のアクティビティということで、スノーシュー、スキーなどといった外での体験という部分については、インバウンドも含めて、まだまだこれからやりようがあるのかなというふうには考えております。今はコロナの影響がありますが、その後を見据えて、体験メニューの充実など、冬に向けての展開を考えているところです。

● 池村委員長

そのほかございませんか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

ここでお話しするのが適当か分かりませんが、このコロナ禍で、特に観光分野では、今まで掲げてきた政策や指標というものに対して、今年は余にもいろいろと違ってきていると思うのですが、どのように考えているのか、方針のようなものをお聞きできたらと思います。私たちもこの状況をどのように見たらいいのかというところがあります。

□ 真壁企画振興部次長

観光分野に限らず全ての行政分野に影響ありますが、特にこの「秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大戦略」といった中では、一定期間、人の交流が止まっていたし、今も制限がありますので、この施策評価に用いている代表指標や成果指

標は、来年相当落ち込むことはまず間違いないかと思います。ただ、現段階でこの指標を含め、3期プランの指標を見直すということは考えてございません。とは言え、いろいろと新たな対応を要するもの、あるいはアフターコロナを見据えて、例えばリモートワークという点に着目した移住促進など、そういう新たな対応もございますので、そういった新たな対応の方向性について、今取りまとめておりまして、近くそれを県として公表したいと考えております。

● 池村委員長

福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

2ページの施策4-2「食」がリードする秋田の活性化と誘客の推進」は、代表指標①が出荷額等となっていて、ネット販売等の出荷額も含めれば、ここはもしかしたらコロナの影響を受けずに、正確な評価ができるところと見ておりましたが、全部含んでの評価になっているのでしょうか。

□ 小関秋田うまいもの販売課主幹

秋田うまいもの販売課の小関と申します。

この出荷額等につきましては、製造品の出荷額ということで、工場から出た金額になりますので、この中には最終的に実店舗で販売されるものも、ネットで販売されるものも全て含まれた形になります。

◎ 福岡委員

秋田は非常に食物がおいしく、私どもも県外講師を招聘したときに大変喜ばれます。ぜひ、発酵文化や食材を絡めながら推進していただきたいと期待しています。その先、黒丸の3番目にあるように、クルーズ船は先が見えないとしても、観光コンテンツと組み合わせて、まずは近隣の方たちに向けて、上手に集客をしていただくなど、多様な施策を打っていただきたいと考えます。

● 池村委員長

先ほど次長が言われたように、観光は裾野が広いがゆえに、観光だけの問題にはとどまらないでしょうということだと思いますが、要諦はその対応方針というところ、それから事業なら事業の今後の取組方法というところを更にブレイクダウンしたもの、今後こういうものに取り組みましょうというところを具体化したところ、そこを目標とせざるを得ないという要素が強まってくるのではないのでしょうか。その過程で今御指摘のようなところも考え直されていくということになるんだろうと思います。いずれにしても来年度の評価は難しいですね。

そのほかございませんか。

ないようでしたら、まとめということになりますが、政策評価、施策評価、事業評価、いずれの評価結果も妥当であると。それから、施策の課題、対応方針についても特に問題はないということでまとめさせていただきたいと思います。

【委員一同異議なし】

それでは、以上で本件は終了ということになります。ありがとうございました。

□ 事務局

それでは、また10分ほど休憩を取らせていただきたいと思います。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは、再開いたします。

資料6「社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略」の政策、施策、事業について調査審議を行いたいと思います。

最初に順次事務局より御説明をお願いいたします。

□ 齊藤総合政策課政策監

まずは資料6の表紙を御覧ください。

この政策は、成長分野の強化と中核企業の創出などによる県内経済の活性化や雇

用創出などに関連する政策でございまして、4つの施策により構成されております。このうち施策評価につきましては、今回は2の「中小企業・小規模企業者の活性化と生産性向上」について、また、事業評価につきましては、「企業競争力強化事業」について審議をお願いすることとしております。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

政策評価の内容ですが、はじめに政策を構成する各施策の推進状況について御説明いたします。

表のとおり、「B」評価が3つ、「C」評価が1つとなっております。

2 ページを御覧いただきたいと思います。

各施策の評価理由につきまして順番に御説明いたします。

施策2-1ですが、2つございます代表指標の実績値がどちらも未判明であるため、定量的評価は「N」となっております。

2つ目の黒丸が代表指標①に関する定性的評価の内容となっております。平成30年度実績値が令和元年度目標値を上回っておりまして、令和元年度におきましても、マッチング支援による受注拡大や企業へのアドバイザー派遣を継続しており、競争力の向上が図られてきましたほか、県内に進出してございます自動車関連企業と県内企業との取引が活発化する動きも見られることから、一定程度良好な水準を維持しているものと見込んでおります。

3つ目の黒丸は代表指標②に関する定性的評価の内容となっております。平成30年実績値が令和元年目標値の98.5%の水準に達しております。医療現場と県内企業とのマッチング支援、医療福祉機器開発への支援などの継続によりまして出荷額は増加傾向が続いておりますことから、令和元年実績も一定程度良好な水準となるものと見込んでおります。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

続きまして施策の2-2ですが、こちらは、施策評価の審議対象となっておりますので、説明は省略させていただきます。

施策2-3ですが、こちらにつきましては記載のとおり、代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としております。総合評価は「C」としております。

施策2-4についてであります。2つございます代表指標の実績値のうち1つ

が未判明で、定量的評価は「N」となっており、以下、定性的評価を実施しております。

2つ目の黒丸は代表指標①に関する定性的評価の内容となっております。判明済みの企業分、企業誘致分の合計で目標値の80%に達しており、これは前年度を上回る数値となっております。また、未判明の成長分野分について、前年度並みに推移すると仮定した場合には、雇用創出数全体は元年目標値を上回る水準となるものと見込んでおります。

3つ目の黒丸は施策の取組状況とその成果などによる定性的評価となっております。Aターン就職者数が目標を達成したほか、高校生の県内民間事業所就職率が15年振りの高い水準となるなど、取組の成果が現れ始めております。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

3ページであります、「4 総合評価結果と評価理由」となっています。

施策評価の結果を点数化して算出した平均点が2.75となりますので、この政策の定量的評価は「C」になっております。総合評価につきましても同様に「C」としております。

政策評価の説明は以上でございます。

□ 羽川地域産業振興課長

産業労働部の地域産業振興課の羽川と申します。よろしくお願いします。

それでは、資料の5ページを御覧ください。

施策2-2「中小企業・小規模企業者の活性化と生産性向上」について御説明いたします。

「1 施策のねらい」ですが、本県の中小企業・小規模事業者におきましては、下請型、加工組立型が多く、付加価値、生産性が低いといった状況がございます。この課題の克服を図ることに加えまして、いわゆる第4次産業革命の対応や国内マーケットの縮小、経営者の高齢化、人材不足など、多くの課題がありますが、それ乗り越えて経営戦略を実現しようと挑戦する企業を後押し、地域経済の活性化と雇用の安定的な雇用創出を図るため実施しているものでございます。

「2 施策の状況」の「2-1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①の従業員4人以上の事業所における製造品出荷額等につきましては、この調書の作成

時点で公表されていた最新の統計に基づく平成30年の速報値は、1兆3,347億円となっており、元年度目標値の100.7%の水準には達しておりますが、前年度、29年の実績値との比較におきましてはマイナス3%と、5年ぶりの減少となっております。

先日、確定値が公表になりましたが、ほぼ速報値に近い数字となっております。前年度の反動や人手不足といった影響もありますが、やはり米中の貿易摩擦等により、電子部品・デバイス、電気機器関係など一部の産業で生産活動が落ち込んだことが要因として考えられております。

代表指標②ですが、従業員4人以上の事業所における製造品付加価値額となっております。平成30年速報値は、5,023億円となっており、目標値の97.2%には達しておりますが、前年の29年実績と比較してマイナス13%と、これも5年ぶりの減少となっております。

こちらでも先日確定値が公表されましたが、速報値とほぼ同様の数字となっております。先ほどの製造品出荷額と同様の要因であるというふうに考えております。

6ページを御覧ください。

「2-2 成果指標・業務指標の状況と分析」についてですが、こちらは4項目設定してございますが、達成状況につきましては資料に記載のとおりということで、説明を割愛させていただきます。

「2-3 施策の取組状況とその成果」につきましては、具体的な取組や事業の実績、成果等を記載してございますが、これも資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

8ページの「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①、②のいずれも指標の実績値が未判明で「n」の判定となっており、定量的評価は「N」判定となります。

代表指標①の製造品出荷額に関しましては、先ほど申しましたように平成30年の速報値が目標値の100.7%に達しており、代表指標②の製造品付加価値額も同様に目標値の97.2%に達している状況でございます。令和元年度は、生産活動の落ち込みが生じた可能性があります。施策全体としては中小企業振興条例等に基づきまして県内の商工団体等と連携しながら、各企業の経営課題の解決、事業戦略の実現等に向けて支援策をきめ細かく実施しております。企業の活性化と生産

性向上に向けた取組が着実に行われてきているという状況がございますので、これらのことを総合的に勘案して総合評価を「B」としております。

それでは、9 ページです。

「4 県民意識調査の結果」ですが、5 段階の満足度の平均は2.30 となっており、前年度より0.08 プラス増加となっております。回答では「ふつう」というのが最も多くて、31%が「ふつう」となっています。「不十分」、「やや不十分」という否定的意見の理由については、記載してございますように後継者の育成が進んでない、コロナの影響が大きい、余裕のある経営をしている企業はごくわずか、というような意見が寄せられております。

「5 課題と今後の対応方針」ですが、施策の方向性ごとに一つ程度御説明していきます。

(1) は、持続的発展に向けた企業の経営基盤の強化という方向性ですが、課題につきましては、労働力不足や国内需要の縮小を背景に県内中小企業の事業環境が厳しさを増している中であって、それでも受け身の姿勢の企業が多いということです。主観的な言い方にはなってしまいますが、変革の時代にあって自ら進化しようという企業は、残念ながら余り多くないのではないかというふうに捉えております。

対応方針ですが、県内企業の抱える経営課題、技術課題にきめ細かく対応できる相談支援体制を引き続き整備し、その活用を積極的に、プッシュ型で働きかけていきたいと考えております。

10 ページを御覧ください。

(2) は、将来を見据えた起業の促進と事業承継の推進という方向性ですが、課題は、事業承継ネットワーク事務局が事業承継に関する診断を行っておりまして、その回答結果等によると、多くの企業は事業所内の承継を考えており、支援の必要性を感じてないということですが、ただ実際に承継しよう、いざやってみようとする段階になると、準備不足であるなど、被承継人とのコミュニケーション不足が露呈して様々な問題が発生するケースがあると、そういうふうに捉えております。

対応方針としましては、商工団体等の各事業承継の支援機関と連携を深めながら、国の方でも多様な優遇税制や金融支援といった制度がございますので、そちらの方を活用しながら潜在的な事業承継の支援ニーズを掘り起こす活動を行っていき

いと考えております。

（３）は、多様化する消費者ニーズや物流に対応した商業、サービス業の振興という方向性です。課題は、人口減少に伴うマーケットの縮小、事業者の高齢化、後継者不足が進んでおり、商店街の衰退が懸念されることとしております。そのほか、多くの商業者がコロナの感染拡大防止に向け、新しい生活様式に対応した営業の営業形態の転換に追われているということと捉えております。

対応方針としましては、人口減少によるマーケットの縮小、コロナの影響下にあっても維持成長できるようにＩＣＴの活用による生産性向上や新しいサービスの創出などの取組への支援、それから担い手人材の育成や、空き店舗を活用した魅力ある商店街づくりなどに積極的に取り組む地域への支援を行ってまいりたいと考えております。

（４）は、歴史に磨かれた伝統的工芸品等産業の活性化という方向性ですが、課題は従事者が大幅に減少していることとございまして、産地の関係者からも人材の確保・育成に関する取組への支援を望む意見が多いという状況でございます。

それに対しまして、昨年度からですが、一定程度の技能を有する方を秋田県認定工芸士、それから若手工芸士に対して未来の工芸士として認定する制度を制定しております。こちらの制度による認定を継続して実施し、人材確保・育成の支援の一助としていきたいと考えております。

（５）は、食品製造業の競争力強化という方向性ですが、課題は従業員が５０人以上の比較的規模の大きな事業所の数も、そこから生み出される１事業所当たりの製造品出荷額も、やや伸び悩んでいるというふうに捉えてございます。

対応方針ですが、事業者の中核を担うような企業内人材の育成や、生産性向上、付加価値向上に向けた環境整備、設備投資などの改善活動といった取組を支援していくこととしております。そのほかにも、地域資源の活用ということで事業拡大に向けた取組を伴走型で促進していきたいと考えております。

（６）は、地域を支える建設産業の振興という方向性です。課題はＩＣＴ建機の機械経費が高額であり、施工規模によっては受注者の負担増を招く恐れがあるということとございます。また、女性技術数がまだ大きく伸びていないことなどもあり、今後、モデル工事等の取組が伸び悩むことが懸念されております。

対応方針としましては、建設事業者が取り組みやすいように施工規模、現場条件、

女性技術者の在職状況等を十分に勘案してモデル工事を設定するということによりしております。そのほかに、モデル工事を実施した建設業者への新たなインセンティブとして、総合評価落札方式における評価の効果を見極めながらモデル工事の更なる普及拡大を図っていきたいと考えております。

引き続き事業評価について、11ページになります。継続事業の中間評価で、企業競争力強化事業について御説明いたします。

「1-1 事業実施当初の背景」ですが、平成24年度からの事業となっておりますが、東日本大震災の影響によってサプライチェーンが大分毀損しましたのでその再構築が必要であり、また、国際分業の振興による海外生産や海外調達へのシフトといった国際競争の激化によって受注悪化が生じているという状況でございました。一方では、自動車メーカー、トヨタですが、東北での部品現地調達活性化という大きな動きもございますので、そういった環境変化の中で県内中小企業の出荷額の増加など事業を拡大させるためには、生産性向上と競争力強化による受注拡大を図っていく必要があるということでございます。

「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」ですが、グローバル化が進む中、円高傾向もあって国際競争はますます激化している状況にありますが、大きなトレンドとしましては、人口減少による国内マーケットの縮小や、少子高齢化、若者の社会減による労働力人口の減少などが挙げられます。それから、いわゆる第4次産業革命や、デジタル化の振興ということで事業環境が大きく変化しており、ビジネスモデルも大きく変化しています。こういった変化、多様化の中で、これまで培ってきた事業モデルや成功体験が通用しないケースもあることから、変化への能動的な対応が必要となっていると考えております。

「2 住民ニーズの状況」ですが、これは産業労働部で毎月、経済動向調査ということで全県160社に継続して経営状況のヒアリングを行っております。それ以外にも誘致企業へのフォローアップ訪問など、企業訪問の機会が様々ございますし、工業団体等との意見交換等でもニーズを聞き取りしております。改善を進めたい、マッチングまで支援してほしい、専門性の高い課題解決に向けて専門家を活用したい等、幅広い要望が寄せられているところです。

「3 事業目的」ですが、これは記載のとおり、生産性の向上、競争力強化などとなっております。

「４ 目標達成の方法」ですが、企業の自発的な経営革新の取組を支援するとともに、研究開発コーディネーターによる新たな事業の芽出しのところからその実現までの一貫した支援を行うこととしており、販路開拓や、専門的で高度な相談等に対応できる体制の整備を図っております。

目的の達成に向けましては、当然のことですが、この事業だけで決して必要かつ十分ということではございませんので、この事業以外の多様な事業メニューを総合的に推進して目的達成するものと理解してございます。

「５ 昨年度の評価結果等」につきましては、現下の厳しい状況のもとでは、この事業を継続して実施する意義、必要性があるということでございます。

「６ 事業の全体計画及び財源」ですが、「０１ 企業相談事業」、これは企業の様々な課題解決に向けた相談体制を整備しようとするものです。「０２ 販路拡大支援事業」は、販路開拓に向けた取引先の紹介やマッチング支援、「０３ 団体連携等推進支援事業」は、団体等が行う人材育成や情報収集に関するセミナーや勉強会への支援、「０４ 事業化プロデュース事業」につきましては、コーディネーターによる新たな事業創出への支援ということでございます。この０１から０４まで合わせて、令和元年度の事業費は５，５８４万円余りとなっております。

１２ページをお開きください。

「７ 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」ですが、指標Ⅰのコーディネーターの技術等相談件数は７２８件となり、目標に対して１２０％を超える達成率となっております。指標Ⅱの販路開拓アドバイザーの企業訪問数は、実績が６５０社と目標に対して８１％少々の実績となっております。

１次評価でございますが、必要性の観点ですが、課題に照らした妥当性は、課題はますます大きく複雑化、専門化しておりますので、引き続き支援を継続する必要があるという評価にあります。

住民ニーズに照らした妥当性は先ほど御説明しましたとおり、県内企業のニーズは高いものと捉えております。

県関与の妥当性ですが、中小企業振興条例で、県が中小企業の経営基盤強化を図るために相談支援体制の整備に必要な施策を講ずるということになっておりまして、国などのほかの様々な支援施策も活用しながら、県内企業の競争力強化に取り組んでいく必要があると考えております。

評価は、いずれの妥当性も「a」としておりまして、必要性につきましては「A」としております。

次に、有効性の観点では元年度の達成率は80%以上100%未満ということで評価は「B」、効率性の観点では先ほど説明しました団体連携等推進支援事業を終了するなど見直しを行ったということで、評価を「B」としてございます。

最後に総合評価ですが、「A」の継続となります。県内中小企業の事業環境はますます厳しさを増しており、その中で企業は柔軟に対応していく必要がありますが、そういった企業の維持成長に向けては、コア・コンピタンスを構築し、レジリエンス、しなり強い企業体質を構築し競争力を高めることが求められるということになります。以上のことから、県内企業の要望もありますので、こういった多面的な企業支援を行う本事業は、今後も継続して実施しなければならないと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、調査審議に入ります。

最初に事業評価を扱っていただきます。御質問、御意見等ありますでしょうか。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

私も今の研究所に来る前、34年間銀行員生活をしていまして、企業さんと触れ合ってきました。11ページの「5 昨年度の評価結果等」のところに「独自技術の獲得や独自性のある製品開発等によって付加価値生産性を高め競争力をつける必要がある」と記載されていますがまさにそのとおりでして、もはや生き残っていくためにはこれをやるしかないという状況は間違いないんです。実践する、実現するというのは本当に大変なことです。他の企業が作っているものと同じもの、あるいは他の企業でも作れるようなものだと、ただ忙しいばかりで、例えばトラックが3台出ていっても2万円、3万円しか儲からないというような世界になります。中小企業は、技術開発、経営改善といってもなかなか自分のところでできないわけで、コンサルタントに頼むともの凄くお金がかかるんですが、研究開発コーディネ

ーターや販路開拓アドバイザーというのは、県の方をお願いしたりすれば、一部お金がかかるものもあるかもしれませんが、本当に手軽に利用できますので是非、この事業については、継続していただきたいと思います。

□ 羽川地域産業振興課長

御意見ありがとうございます。大変、力強い声援をいただいたようで心強い限りでございます。

ここに記載しているのは、この事業、この予算にクローズアップしたもので、何だこれだけかと思われる部分もあるかもしれませんが、実はこの事業以外でも様々なところに、コーディネーターや専門家がおおり、企業支援を行っております。例えば、あきた企業活性化センターや産業技術センター、商工会等、国の機関、銀行をはじめとした金融機関などからなる「中小企業支援ネットワーク」という組織もございまして、そちらの方でしっかりと連携を図りながら、企業の生き残りをかけた強み、コア・コンピタンスを作っていくところを強力に支援してまいりたいと考えております。

● 池村委員長

そのほか。福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

11ページを見ると、平成24年度から実施されている事業ということで、8年目くらいになるのでしょうか。その間、12ページの指標Ⅰ、Ⅱはずっと同じものを使ってきたのかどうかをお伺いします。それから、指標Ⅰに関して、令和元年度の目標値が600件に対して、令和2年度の目標値は360件と急に下げている、その背景をお伺いします。以上、2点をお願いします。

□ 羽川地域産業振興課長

1点目について、指標の方は30年度からしか記載されておりましたが、実際24年度から実施してきた事業ということで、1期プラン、2期プランの方でも同様の指標を用いていたと思われますが、今手元にデータがございませんので、後ほど

お知らせしたいと思います。

2点目について、指標Ⅰの年度別の目標値が平成30年度、令和元年度に600件としていたのが2年度に360件と下がってしまっているじゃないかという御指摘だと思います。実は、この事業の中で採用するコーディネーターの方が、令和元年度までは5人でしたが、令和2年度は3人になりました。ただ、これは体制を弱体化させたということではなくて、先ほどもいろいろなところにコーディネーターがいるというお話しましたが、実は産業技術センターの研究員が定年退職迎えた後、再任用されておりまして、そういった専門的な知見を持っている元研究員がコーディネーターとして再任用されているので、そちらの方にシフトした形です。そのため、トータルとしての体制は継続、もしくは強化しているというふうに捉えていただければと思います。

◎ 福岡委員

そうすると、一人大体120件くらいが目標ということでしょうか。

過去の推移をお伺いしたのは、平成24年度から継続実施しているということで、評価推移を確認したいと考えたからです。評価の良し悪しだけではなく、継続が必要と毎年判断し、続けてきているはずですが、今後の進化系を見据えたときには、その推移は非常に重要なファクト、事実として参考になるものと考えお伺いしました。

□ 羽川地域産業振興課長

御指摘ありがとうございます。こういった事業は、産業振興施策の一つとしては非常にベーシックな取組だと思っておりますので、着実に継続していくものと考えております。また、この事業は平成24年度からにはなっておりますが、当然これに類似した事業というのは、それ以前からずっと継続してきたということでございます。その時々を経済状況や様々な変化を踏まえて事業の内容というのは見直ししているはずではございますが、ただ、委員のおっしゃるように、長期スパンで眺めてみたときの振り返りというのも大切ですので、しっかりやっていきたいと思っております。

● 池村委員長

データの提出が可能なのであれば、後日でもよろしいですので委員に行き渡るようお願いします。

□ 羽川地域産業振興課長

はい、後日提出させていただきます。

● 池村委員長

そのほか。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

単純な確認ですが、12ページの「7 事業効果を把握するための手法及び効果の見込み」というところで、指標が2つとも成果指標になっていますが、業績指標ではないのかなと思いますが、成果指標でよろしいのでしょうか。

□ 事務局

大変失礼いたしました。業績指標の誤りです。修正させていただきます。

● 池村委員長

そのほかございませんか。

それでは、施策評価いかがでしょう。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

6ページの成果・業績指標③の事業承継計画策定件数です。午前中も同じようなものがありましたが、計画を策定することが重要なのか、計画を策定してその結果どうなったかが重要なのかというところはどうなのでしょう。当然結果が重要だとは思いますが、とりあえず策定することが重要だという認識の上でこういう件数を出しておられると理解してよろしいですか。

□ 大森産業政策課主幹

産業政策課の大森と申します。

御指摘の件、事業承継の計画を立てること自体が目的なのかというお話がありましたが、実際の事業承継が行われるタイミングというのが事業所によってまちまちでありまして、譲渡で行われたり、相続で行われたり、様々なケースがあります。最終的に事業承継が行われたタイミングというのは事業所によってかなり差があり、把握しづらいということがありまして、その前にどれだけフォローしたかということの評価するため、計画の策定件数というのを指標として挙げさせていただいております。

◎ 山口委員

自分なりにいろいろ調べてみますと、計画の中で定めている目標設定が企業によって2年だったり7年だったり、確かにタイミングとしては様々あるようなので、まずは計画を作って、状況把握をすることが重要だということは分かりました。ただ、私は都市計画が専門で、いつも計画を作る側のポジションにいますが、計画を作ること自体が目的化してしまう、というケースもあるように感じます。計画を作るのはそれを運用していくためにやっている事なので、当面はこのように外形的なものを把握し、政策、施策の進捗状況を確認していくのしょうけれど、最終的には計画の策定がどのような効果に結びついたのか、という検証をいつかの時点でやるべきだろうなと思いました。これは、この評価に対する意見ということではなくて、コメントです。

● 池村委員長

そのほかございますか。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

6 ページになりますが、開業率についてです。東北6県での順位や、全国での順位を見ると、ほかの指標は全国43位とか、東北6県で6位という形になっている中で、これだけ全都道府県で最下位ということになっています。私も秋田県、それから全国の経済指標というのを取り扱っている中で、その順位を見ると、東北6県では最下位、全国では大体40位前後というのが定位置になっています。人口比だ

けから見ると大体その辺が、妥当なところであるというふうに認識しておりますが、決してそれに満足しているわけではありません。県の方でも、私と同じようなことを感じながら、これでいいと思っている方はお一人もいらっしゃらないと思いますが、この開業率ですが、全国で47位というのが3年も続いているというのは少し寂しいなと思います。分析も書かれているのですが、ほかに原因らしきものがあつたら教えていただければと思います。

□ 六澤商業貿易課副主幹

商業貿易課です。

残念ながら開業率については、ここ数年、全国最下位という不名誉な結果が続いております。この開業率というのは、雇用保険の適用事業所数から算出されておりますので、ひとり親方といいますか、雇用を伴わない小規模な企業はカウントされていない数値ということでございます。

秋田県は、自営業の起業者割合が全国よりも高く、全国が51.7％に対して57.8％という結果も出ております。開業率という数字を見ますと、大変残念な結果ですが、そういう一人で頑張っている方もいらっしゃるということです。とはいえ、この開業率を指標としたのは、雇用を伴う起業ということで、大きく成長してもらいたいという県の思いもございますので、県としてはそういった一人での起業も支援しながらも、できるだけ雇用も増やしていけるように起業後のフォローアップ、伴走支援を商工団体と連携を図りながらやっていきたいと考えております。

● 池村委員長

山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

今のことに関連して、開業率が低くて全国最下位という話ですが、廃業率がすごく少なければ事業承継がうまくいっているというような分析にはならないんですか。

□ 六澤商業貿易課副主幹

廃業率は、全国並みとなっております。

◎ 山口委員

分かりました。ありがとうございます。

● 池村委員長

私から一つ質問を申し上げますが、この施策、昨年度は「A」評価だったんですよね。今回は「B」評価だということで、何が要因となって「B」になったのか、一番大きいところは何でしょうか。昨年度の定量的評価は、どのようになっていますか。

□ 事務局

昨年度は「A」です。

● 池村委員長

今回「B」になったわけですね。

□ 事務局

はい。

● 池村委員長

「B」にならしめた大きな要因は何ですかということです。その一環として、前回の定量的評価はどうだったのかをお聞きしています。

□ 羽川地域産業振興課長

この施策の指標としているのが製造品出荷額と製造品付加価値額でございますが、判明時期が遅く、残念ながら前年実績というのがこのタイミングで分からないので、定量的評価は昨年度も「N」でした。ただ、その中で例えば前年速報値が当該年の目標値を超え、達成率が100%超であったということで、昨年度は「A」にしておったということです。今年度は、前年速報値が当該年目標値の97.2%

で、100%に達していないということで、この辺も参考にしながら「B」としたということでございます。数字的にはそういうことでございますが、実は我々もこの評価は非常に難しいなと思っております、これが100%に達して「A」になったから全て良しというようなことでもございませんし、今回「B」ですので、確かに「A」でないということはきちんと受け止めなければならないのですが、「A」、「B」という評価もさることながら、その中身、実情をしっかりと踏まえる必要があるなというふうに考えてございます。

● 池村委員長

そうですね。速報値ではなくて前年度の数値を使うという場合に特に慎重であらねばならないということだろうと思いますが、そのときに大きな意味を持ってくるのが評価の要素としては定性的評価であるわけですよ。今回のものを拝見してみますと、代表指標とは別にある6ページの成果指標ですが、代表指標と一緒にしてみるとということではないのだけれども、ただ同じ成果指標であるということからすると、技術指導・相談件数というのが、実績値が現状値を下回っていますよね。それから、開業率についても先ほどから出ていますが、こちらの実績値が現状値を下回っているんですよね。必ずしも代表指標と同じように捉える必要はないのだけれども、あえて同じ見方をすれば「E」なんです。そういうところからすると、定性的評価で評価を上げるというか、とどまらせるというのはかなり難しい要素があるんだろうなと思います。だから今回の「B」というのは、私は不当な評価だというような考えは持ってはいませんが、前回の「A」というのがどういう根拠で出てきたのかというところを少し考えてみる必要があるのかなというふうに思ったということです。ですから、今回の「B」については特に異議はありません。ただそれだけに前回「A」だったっていうのが少し気にはなったというだけです。

そのほか御質問や御意見等ございませんでしょうか。

それでは、政策評価についての御意見、総括的なところについても御意見、御質問があれば、加えていただきたいと思います。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

評価の内容ではないのですが、県民意識調査で「わからない・無回答」というの

がこの部門はどれも比率が高くて、4割ぐらいの方が「わからない・無回答」となっています。企業相手の政策、施策だからかもしれませんが、もっと施策の中身が見える化して、分かりやすく示す方がいいのかなと思いました。

● 池村委員長

どうですか。

□ 事務局

県民意識調査については様々な項目がありますが、18歳以上の方を対象として、様々な職業の方に調査票をお送りしておりまして、企業の中身の話になると、例えば主婦層の方や、あるいは御高齢の方などは、分からないという回答をされる方もやはりいらっしゃると思います。そういった意味で、ここを改善するというのはなかなか難しいというふうに感じております。

◎ 吉澤委員

理解はいたします。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。

ないようでしたら、総括ということになりますが、政策評価、施策評価、事業評価の結果はいずれも妥当である、ということにしたいと思います。それから、施策評価に関する問題の所在、課題の抽出と今後の対応方針についても特に問題はない、ということにさせていただきたいと思います。

【委員一同異議なし】

ありがとうございました。

以上で本件は終了ということになります。

これで本日午後の部では9件の審議を終了したことになります。

先に進みまして、議事「(3) その他」であります。委員の皆様から何かござ

いましたらお願いいたします。

ないようでしたら、事務局から何かございますか。

□ 事務局

事務局から第2回の政策評価委員会について連絡をさせていただきたいと思えます。

第2回の委員会は、8月24日月曜日の9時30分より行うこととなります。会場は本日と同じくこの正庁になります。知事部局が実施機関であります「基本政策」と、それから教育委員会、公安委員会・警察本部が実施機関である政策等について御審議をいただくことになっております。

委員の皆様におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

7 閉会

● 池村委員長

それでは、閉じさせていただきます。

本日はありがとうございました。